

## IV 地域生活の支援体制の構築

### 《この分野の目指す姿》

障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。

## 1 福祉サービス等の提供

### (1) 訪問系のサービスの確保

#### 現 状

- 県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、訪問系サービスの事業者数は居宅介護で 576、重度訪問介護 535、行動援護 79、同行援護 140、重度障害者等包括支援 1 事業所となっています。

【図表2-4-1 訪問系サービスの事業所数（令和5（2023）年4月1日現在）】

（単位：所）

圏 域	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	重度障害者等 包括支援
広 島	319	301	22	51	—
広 島 西	26	22	4	7	—
呉	47	42	7	17	—
広島中央	34	34	12	12	—
尾 三	46	42	9	22	—
福山・府中	88	79	23	26	1
備 北	16	15	2	5	—
計	576	535	79	140	1

#### 課 題

- ヘルパー等介護人材の不足により、支援を必要としている人に必要な支援が行き届いていない場合があります。  
また、中山間地域や島しょ部等、サービスの提供が十分に行われていない地域もあり、県内のどこにいても必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。
- 難病患者等については、障害福祉サービスの利用が少ない状況にあります。

#### 取組の方向性

- 研修機会の拡大を図ることなどにより、介護人材の育成を促進するとともに、サービスの

提供について、市町の状況把握に努め、情報共有し、必要なサービス量を確保するため、指定事務を行う市町やサービスの提供を担う事業者等と連携して対応します。

- 地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能である共生型サービスについて、会議や市町指導等を通じて、市町職員への制度説明を行うとともに、集団指導等において、事業者と同サービスの内容の説明を行い、参入促進を図ります。
- 事業者が少ない行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援については、事業者への集団指導研修等を通じて事業内容の周知を図り、事業者の参入を促進します。
- 難病患者等に対し、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨を引き続き、周知していきます。

## (2) 日中活動の場の充実

### 現 状

- 県内の指定障害福祉サービス事業者のうち、日中活動サービスの事業者数は生活介護で 313、宿泊型自立訓練 4、自立訓練（機能訓練） 5、自立訓練（生活訓練） 36、自立生活援助 4、就労定着支援 37、就労移行支援 62、就労継続支援 A 型 87、就労継続支援 B 型 378、療養介護 11 事業所となっています。
- 平成 30（2018）年度から、生活介護及び自立訓練（機能訓練・生活訓練）について、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの制度が創設され、令和 5（2023）年 4 月 1 日時点で指定を受けているのは生活介護が 19 件、自立訓練（生活訓練）が 1 事業所となっています。

【図表 2-4-2 日中活動系サービス事業所数（令和 5（2023）年 4 月 1 日現在）】

（単位：所）

圏 域	生 活 介 護	宿 泊 型 自 立 訓 練	自 立 訓 練 （ 機 能 ）	自 立 訓 練 （ 生 活 ）	自 立 生 活 援 助	就 労 定 着 支 援	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 A 型	就 労 継 続 支 援 B 型	療 養 介 護
広 島	123	1	3	22	2	26	28	47	169	1
広 島 西 呉	20	0	0	0	0	0	0	2	19	3
広 島 中 央	26	0	0	3	1	2	5	8	33	1
尾 三	29	0	0	5	0	1	7	6	28	4
福 山 ・ 府 中	31	2	1	3	0	4	6	4	41	0
備 北	68	1	0	2	1	4	15	17	74	1
計	16	0	1	1	0	0	1	3	14	1
	313	4	5	36	4	37	62	87	378	11

- 障害福祉サービスの訓練等給付として、市町において自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及びグループホームを実施しています。

### 課 題

- 県内どこにいても必要な障害福祉サービスが保障されるよう、提供体制を確保する必要があります。

- 施設入所等から地域生活への移行を進めるためには、グループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練等のサービスを充実させる必要があります。併せて、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することにより、地域における生活の維持及び継続が図られるようにする必要があります。
- 日中活動系サービスは、通える範囲内に事業所がないなどサービスを利用しにくい地域があります。

### 取組の方向性

- サービス等の提供体制については、市町の状況把握に努め、情報共有を図るとともに、必要なサービス量を確保するため、市町や関係機関等と連携を図ります。
- 地域で不足する日中活動系サービス事業所の整備を促進するため、国に対して国庫補助制度の拡充等を要望します。  
また、市町障害福祉計画に沿った整備を進めるため、引き続き、社会福祉施設整備費補助金を交付するとともに、市町が上乘せ補助を行う予定の整備については優先採択を行います。
- 中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域においては、介護保険事業者などを市町において基準該当福祉サービス事業者として認定するほか、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じた事業者の確保を促進します。

## (3) 居住系のサービス基盤の準備

### 現 状

- 令和5（2023）年4月1日現在、県内の指定障害者支援施設（施設入所支援）は68施設、共同生活援助（グループホーム）の事業所数は189、短期入所（ショートステイ）の事業所数は244となっています。
- 児童福祉法に基づく障害児入所施設等は、令和5（2023）年4月1日現在、福祉型障害児入所施設が9施設、医療型障害児入所施設は8施設、重症心身障害児や肢体不自由児を受け入れる指定発達支援医療機関は3か所となっています。

### 課 題

- 地域生活への移行を促進するための受け皿となるグループホームについて、設置されていない市町もあり、サービスを利用しにくい地域があります。

### 取組の方向性

- グループホームが不足している地域では、社会福祉施設整備費補助金の優先的な採択によ

る新設や既存建物の利活用（賃貸の建物の活用を含む。）などにより、必要なサービス量の確保に努めます。

- グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成 30（2018）年度から新たに創設された「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」への参入について、引き続き、促進を図ります。

## （４） 地域生活を支えるサービス等

### 現 状

#### <市町地域生活支援事業の促進>

- 市町では、相談支援、意思疎通支援、日常生活用具の給付及び移動支援など障害者の生活の基礎となる事業や、社会的障壁の除去に向けた地域社会への働きかけの研修・啓発事業等の必須事業に併せ、利用者ニーズに応じて、福祉ホームや日中一時支援、社会参加支援など多種多様な任意事業を地域の実情に応じ実施しています。

#### <身体障害者補助犬の普及啓発>

- 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を育成・貸与するとともに、補助犬使用者又は受入側施設の管理者等から苦情や相談の申し出を受けたときは、必要な助言、指導等を行っています。

【図表 2-4-3 身体障害者補助犬の実働状況】

（単位：頭）

区 分	広島県	全 国
介 助 犬	1 (R5.4.1現在)	57 (R5.4.1現在)
聴 導 犬	実働なし	56 (R5.4.1現在)
盲 導 犬	18 (R5.3.31現在)	836 (R5.3.31現在)

- 人権啓発行事の「ヒューマンフェスタ」において、身体障害者補助犬の貸与式を実施する等、身体障害者補助犬の意義、役割等について普及啓発活動を行い、理解促進に努めています。

### 身体障害者補助犬法



この法律は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

具体的には、補助犬育成に係る訓練事業者及び使用者の義務を定めるとともに、公共施設、公共交通機関及びデパート、レストランなどの不特定多数が利用する施設を身体障害者が利用する場合、身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことが定められています。

身体障害者補助犬は、目や耳や手足に障害のある方の生活のお手伝いをする犬のことで、盲導犬、聴導犬、介助犬のことです。

補助犬は特別な訓練を受け、身体障害者補助犬法に基づいて認定されており、障害のある方の社会参加のために行動を共にすることが認められています。

補助犬は障害のある方のパートナーです。

### <障害者手帳の利便性向上>

- 障害者手帳については、紙製の手帳形式で発行していますが、自治体の判断により、カード形式で発行することも認められています。さらに、国においては、障害者手帳とマイナンバーの連携強化について検討が進められています。

### <軽度・中等度の難聴児支援>

- 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援するため、18歳未満の対象児童等に対して、補聴器の購入費又は修理費の一部を助成しています。

### <年金・手当等>

- 障害者の経済的支援を行うため、各種手当等の支給や制度の周知を図っています。

### <住宅の確保>

- 障害者等が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う事業者（協力店）・居住の支援を行う団体（支援団体）の登録、居住支援法人の指定及び情報提供を実施しています。
- 県営住宅の一部の住戸で、社会福祉法人がグループホーム等として目的外使用することを認めています。

【図表 2-4-4 広島県あんしん賃貸支援事業登録状況（令和5（2023）年3月末現在）】

登録区分	登録数
協 力 店	56 店
支 援 団 体	1 団体

【図表 2-4-5 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律における居住支援法人の指定状況（令和5（2023）年3月末現在）】

指定法人	指定数
居住支援法人	22 団体

### <思いやり駐車場利用証交付制度の推進>

- 公共施設や商業施設等に設置されている障害者等用駐車区画の適正利用の推進及び当該駐車区画を安心して利用できる駐車環境を提供するため、障害者等、駐車区画の確保に特に配慮を必要とする人に対し「利用証」を交付する「広島県思いやり駐車場利用証交付制度」を実施しています。

【図表 2-4-6 思いやり駐車場利用証交付状況】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請者数	12,944	14,196	9,600	16,117	14,001

### <安全運転相談の実施>

- 運転免許取得時・更新時等において、身体障害者等に対し安全運転相談を実施し、自動車等の安全な運転に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害者は、条件が付されることによって、安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められることで、運転免許を取得できます。

また、一定の病気にかかっている人に対しても安全運転相談を実施し、個別に相談を受けるとともに、自動車の安全な運転に支障があると思われる人については、専門医又はかかりつけ

の医師の診断書の提出を求め、運転免許の取得ができるか否か判断するなどの対応をしています。

## 課 題

### <市町地域生活支援事業の促進>

- 市町地域生活支援事業は、市町が地域の実情に応じて実施できるという特性上、地域によって実施される事業やその形態が異なる等、提供されるサービスに差が生じています。  
また、サービスの多様化に伴い、事業規模は拡大していますが、国の財政的支援は十分に行われていません。

### <身体障害者補助犬の普及啓発>

- 平成 14（2002）年に身体障害者補助犬法が成立して 20 年が経過しましたが、法律の目的及び補助犬への理解が進んでいないこと等から、補助犬の施設への同伴入場は必ずしも円滑に受け入れられていない状況にあります。

### <障害者手帳の利便性向上>

- 国が進めるマイナンバーとの連携強化に併せて、本県においても利便性の向上に努める必要があります。

### <軽度・中等度の難聴児支援>

- 幼児期における言語やコミュニケーション能力の向上、または学齢期における学習機会の確保、難聴児の健全な発達等のため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対する補聴器の早期装用への支援が求められています。

### <年金・手当等>

- 経済的支援としての障害基礎年金等の給付、特別児童扶養手当や特別障害者手当等の手当制度、保護者が死亡した場合残された障害者の生活と福祉の増進を図るための心身障害者扶養共済制度などがありますが、障害のある方の生活に必要な年金・手当等の支援が安定的に行われる必要があります。

### <住宅の確保>

- 障害者等のそれぞれの状況に応じ、民間賃貸住宅の入居に向けた相談に加え、入居後の見守り、生活面の支援など、幅広い居住支援が求められています。

### <思いやり駐車場利用証交付制度の推進>

- 思いやり駐車場の利用対象者が、安心して利用できる駐車環境を整えるため、駐車区画の更なる確保や思いやり駐車場制度の周知を進めることが必要です。

### <安全運転相談の実施>

- 現行の道路交通法では、身体障害者等が免許を取得・更新する場合、一定の病気等に該当するかどうか判断するため、交付を受けた質問票に必要事項を記載し、提出する必要があるが、質問票に虚偽の申告をした場合の罰則規定が設けられています。したがって、一定の病気等の申告や安全運転相談については、プライバシーの保護に配慮しつつ、窓口対応や相談時に

において、誤った認識や申告、記載がないよう正確な周知と丁寧な説明が必要となります。

## 取組の方向性

### <市町地域生活支援事業の促進>

- 地域の実情にあった柔軟で効果的なサービスが提供されるよう、県内市町の状況把握に努め、その取組の情報共有を図るとともに、必要な助言や調整等により、市町の取組を推進します。

また、各市町が必要なサービスを安定的に提供するには、国の十分な財政措置が必要であるため、引き続き、他県と連携して要望するなど、国への働きかけを行います。

### <身体障害者補助犬の普及啓発>

- 身体障害者補助犬の育成・給付を継続するとともに、身体障害者補助犬の同伴入場が円滑に受け入れられるよう、人権啓発イベント等において、県民へ広くその意義、役割等について周知するほか、飲食店、商業施設、医療機関など業種別団体等に対し、補助犬に関する理解と対応について普及啓発に努めます。

### <障害者手帳の利便性向上>

- 障害者手帳のデジタル化については、国の動向を注視しながら、県内市町と連携し、障害者手帳所持者の利便性向上につながるよう、検討を進めます。

### <軽度・中等度の難聴児支援>

- 軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費の一部を助成することにより、補聴器の早期装用を促し、将来的に自立した日常生活を営むことができるよう、言語能力の発達を支援します。

### <年金・手当等>

- 支援の必要な障害のある人への手当等の円滑な認定や、心身障害者扶養共済制度の安定的な運営の確保について、引き続き、国及び市町と連携し、障害のある人の生活を支援していきます。

### <住宅の確保>

- 多様なニーズに応じた居住支援を実施していくため、市町や関係団体等に普及啓発を行い、居住支援法人の増加に向けて取り組みます。

### <思いやり駐車場利用証交付制度の推進>

- 思いやり駐車場を必要とする方々が、安心して利用できる環境を整備するため、民間事業者等への思いやり駐車場の確保に向けた働きかけや、市町や民間事業者等との連携、制度利用の適正化に向けた情報発信等により、思いやり駐車場制度の周知を図ります。

### <安全運転相談の実施>

- 警察窓口においては、質問票作成時に個別説明するなどプライバシーの保護に配慮しつつ、きめ細かい案内をすることで、正確な申告を促すとともに、再取得した免許の有効期間や、免許再取得にかかる試験の一部免除などを周知し、身体障害者や一定の病気にかかっている人の社会参加が妨げられないよう配慮します。

## 2 サービスの質の向上等

### (1) 質の確保

#### 現 状

##### <障害福祉サービス等の質の確保>

- 県及び市町では、事業者に対して運営基準等の遵守状況を確認するため、定期的に実地指導を実施し、提供するサービスの自己評価を行うよう指導しています。
- 事業者が適切なサービスを提供するために必要な情報を共有するため、制度改正や報酬改定等について、事業者への集団指導研修等を実施しています。
- 障害者総合支援法等の一部改正により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成 30（2018）年度から施行されました。
- 就労継続支援A型事業所は、令和 5（2023）年 4 月 1 日現在、県内で 87 事業所あり、雇用契約の締結による雇用機会の提供や、就労の知識・能力向上の訓練等を行う事業所として、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことに寄与しています。

##### <福祉サービス第三者評価>

- 福祉サービス第三者評価は、福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資する有意義な制度であり、社会福祉法や国が示す指針に基づき、本県を含む全ての都道府県が事業を実施しています。
- 本県では、この事業の「推進組織」の役割を担う「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」を県社会福祉協議会に設置しており、県は、推進組織の適切な運営を確保するため、事業実施に必要な助言や提案などを行っています。
- 推進組織では、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証及び福祉サービス事業者への普及啓発などを行っています。事業開始から 20 年が経過する中で、受審率の伸び悩みや、制度と運用面との間に乖離が生じるなど、様々な課題が顕在化してきています。

#### 課 題

##### <障害福祉サービス等の質の確保>

- 実地指導の標準化を図るため、市町職員を対象にした研修の実施や、県が実施指導を行っていない障害福祉サービスに係る市町の指導状況を把握する必要があります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。
- 就労継続支援A型事業所については、平成 29（2017）年度から指定（運営）基準等の一部改正が行われましたが、県内では、生産活動の収益で利用者の賃金を賄うという指定基準を満たすことができない事業所があるため、経営の改善等を図る必要があります。



### <福祉サービス第三者評価>

- 福祉サービスの質の向上に向け、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審意義や具体的な効果などの情報を提供し、受審の機運を高めていく必要があります。
- 福祉サービス第三者評価の公表情報が、利用者やその家族にとって、事業所選択の際の有効な情報源となるよう、評価結果をわかりやすく情報発信し、広く活用を促していく必要があります。
- 今後の制度改正や受審ニーズの増加等にも対応できるよう、評価調査者の資質向上や評価機関の確保等、福祉サービス第三者評価の推進体制の充実・強化を図る必要があります。
- 現行の評価基準は、本県独自の基準であり、定期的な更新ができておらず、一部項目に現行の制度実態との乖離が見られることなどから、現状に即した適切な評価が行えるよう、基準の抜本的な見直しを検討する必要があります。

## 取組の方向性

### <障害福祉サービス等の質の確保>

- 実地指導を担当する市町職員を対象とした研修を実施し、事例の発表・研修等による指導ノウハウの普及を図るとともに、市町へ権限移譲を行った障害福祉サービス事業については、市町が実地指導を行う上での障害福祉サービス等報酬や制度等の問題点を把握し、必要に応じて、国に働きかけるなど、市町と連携し障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 情報公表制度について、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう普及啓発に向けた取組を実施し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。
- 指定基準を遵守するよう就労継続支援A型事業所を指導するとともに、指定に際しては、令和元（2019）年度に設置した就労継続支援A型事業所の指定等に係る専門家会議の意見を聴取するなど、就労継続支援A型事業所の健全な運営が図られるよう取り組みます。

### <福祉サービス第三者評価>

- 推進組織や関係団体と連携し、福祉サービス第三者評価の受審の有効性や具体的な活用事例（優良事例等）をホームページ等でわかりやすく紹介することにより、事業所に対する受審意義の浸透と積極的な活用を促します。
- また、公表情報が利用者とその家族に積極的に活用されるよう、評価結果について、写真やグラフ等を活用した可視化や、関係団体等のホームページへのリンク掲載などによる情報検索の簡易化を図るとともに、地域住民の相談役となる民生委員とも連携して積極的な周知を図ります。
- 評価調査者の新規養成に加え、現任者のスキルアップの場や、組織を超えた評価調査者同士のつながりづくりの場など、評価調査者の育成に向けた研鑽機会の提供等について検討するとともに、関係団体を中心に評価機関への新規参入を働きかけます。
- 評価基準について、本県の独自基準から、全国で標準化された評価が実施でき、定期的な更新も容易に行える全国基準に移行する方向で、必要な準備を進めていきます。

## (2) 人材の育成・確保

### 現 状

#### <障害福祉サービス等の提供に係る人材の育成>

- 全ての障害福祉サービス等の支給申請に対し、計画相談支援（サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成）を実施していく必要があることから、相談支援従事者の人材育成に取り組んでいます。
- また、令和2（2020）年度からは、地域課題の協議や相談支援従事者への助言・指導等を実施する中核的な人材として、主任相談支援専門員の育成に取り組んでいます。
- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、資格の入り口となる基礎研修から、実践研修、更新研修を実施し、障害福祉サービス事業所等の中核となる人材の育成を行っています。
- 県内の障害福祉サービス等の利用者数は年々増加傾向で推移しており、今後、障害者及びその家族の高齢化等により、複合的な課題を抱える障害者が増加することが見込まれており、相談支援従事者やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の人材が更に不足することが見込まれています。
- 強度行動障害支援者養成研修を実施し、人材を育成していますが、困難な事例に対応できる専門人材が不足しています。

#### <障害福祉サービス等の提供に係る人材の確保>

- 障害福祉サービス等事業所における福祉・介護職員の賃金の改善に向けて、福祉・介護職員処遇改善加算、特定加算、及びベースアップ等加算を事業者に周知するなど、職員の処遇改善に取り組んでいます。今後、更に介護人材等が不足することが見込まれており、人材確保のための、職場の環境改善や賃金水準の引き上げがより一層求められています。
- 障害福祉サービス分野において、職員の業務負担の軽減と生産性の向上を図るため、ICT・ロボット等の導入が進められています。

#### <保健医療サービス等の提供に係る人材の育成・確保>

- 看護職員養成における看護教育の充実を図り、質の高い看護職員の養成に努めるとともに、復職支援、定着促進を図る取組を進めています。
- 県内の病院等に対して、認定看護師研修及び看護師の特定行為研修の受講に対して支援することにより、看護職員の資質向上を図っています。
- 医療技術・リハビリテーション技術の進歩や高齢期における地域包括ケアシステムの強化に伴う幅広いリハビリテーションのニーズに対応するため、病院や社会福祉施設等において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の需要が高まっています。
- 本県の就業歯科衛生士数は年々増加傾向にあります。介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎の予防等には、口腔健康管理が効果的であることが分かっており、それらを担う歯科衛生士の役割は重要です。
- 障害者や在宅患者等の医薬品の適正使用を推進するため、薬剤師の関係団体が実施する医療や介護、福祉分野の研修を支援することにより、薬剤師の資質向上を図っています。

- 県立広島大学では、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、精神保健福祉士を養成しています。  
また、大学院総合学術研究科保健福祉学専攻では、保健・医療・福祉分野における高度かつ広範な専門性を身に付け、地域包括ケアシステムの中核を担う人材や大学等の教員の養成を行っています。

## 課 題

### <障害福祉サービス等の提供に係る人材の育成>

- 必要な障害福祉サービス等が適切なタイミングで提供できるよう、相談支援従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の人材不足の解消が必要となります。
- 質の高いケアマネジメントや、地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、国の動向を踏まえ、研修制度やカリキュラムの改正などに的確に対応する必要があります。
- また、複合的な課題を抱える障害者が増加する中で、相談やサービス等利用計画について適切に対応できるよう、地域の相談支援従事者等の資質の向上に努める必要があります。
- 障害者の雇用や就労ニーズの高まりによって、雇用分野と福祉分野の知識やスキルを有する資質の高い従事者等による継続的な支援が求められています。
- 支援が難しい強度行動障害に対応するための人材の養成や、支援者間での情報共有・連携が十分できていない状況があります。

### <障害福祉サービス等の提供に係る人材の確保>

- 障害福祉サービス事業所における人材を確保するためには、事業者が、福祉・介護職員処遇改善加算等、職員の処遇改善に必要な加算を取得するとともに、職場環境の改善や職員の賃金水準の引き上げに確実につなぐ必要があります。
- また、障害福祉サービス事業所においては、対面によるサービス提供が基本となることや、導入コスト等の問題により、ICT・ロボットの活用が進んでいません。

### <保健医療サービス等の提供に係る人材の育成・確保>

- 新興感染症拡大時等に迅速・的確な対応をするため、専門性の高い看護職員の養成が求められています。  
また、県内の65歳以上人口が増加する中で、在宅医療の需要の増大に対応していく必要があります。
- 保健、医療、福祉、介護の幅広い分野におけるニーズに対応できるよう、引き続き、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の資質向上に努める必要があります。
- 患者ニーズの多様化やチーム医療の推進、在宅医療への転換等に対応できる人材を育成する必要があります。
- 介護予防や摂食嚥下障害の軽減、誤嚥性肺炎予防など全身の健康につながる口腔健康管理に対応可能な歯科衛生士の養成が必要です。
- 多様な病態の患者への対応や入退院時等に関係機関と協力して対応できるよう、在宅医療に関わる薬剤師の資質向上や薬剤師確保を図る必要があります。

## 取組の方向性

### <障害福祉サービス等の提供に係る人材の育成>

- 地域の障害福祉サービスの提供に必要な相談支援従事者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者を確保するため、研修グループワークにおいて指導力を備えた演習ファシリテーターを確保するなど、受講希望者数に応じた研修実施が可能な体制を整備します。
- 指導力を備えた相談支援専門員を育成するため、国が実施する相談支援従事者等養成研修等へ計画的な人材派遣を行います。
- 相談支援従事者研修の計画的な実施とカリキュラムの充実により、相談業務の量的拡大によるセルフプランの改善・解消やサービス等利用計画の質の向上を図ります。
- 相談支援に関して指導的な役割を担う人材として、主任相談支援専門員の計画的な養成・確保により、地域の相談支援従事者の育成や相談支援体制の充実を図ります。
- 障害者就業・生活支援センターにおいては、地域の中核的な拠点として、福祉や雇用の関係機関への相談支援や研修会等の開催を通じて、障害者の雇用や就労を支援する従事者等の資質の向上に努めます。
- 強度行動障害支援者養成研修による人材育成に加え、国が実施する強度行動障害支援における中核的人材養成研修へ計画的に人材派遣を行い、事業所での適切な支援や、指導助言ができる中核的な人材を養成します。

### <障害福祉サービス等の提供に係る人材の確保>

- 集団指導を通じた事業者への福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の周知を行うとともに、実地指導における職員への配分状況の確認などに取り組みます。
- 障害福祉サービス事業所におけるICT・ロボット等の導入について、先進導入事例の紹介や国庫補助事業の活用等を行い、生産性の向上を支援します。
- 生産年齢人口の減少が見込まれる中で福祉・介護人材の確保・定着を図るため、県社会福祉人材育成センターによる人材マッチングや「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」認証制度の普及促進、外国人材の日本語学習支援に取り組みます。

### <保健医療サービス等の提供に係る人材の育成・確保>

- 県内看護師等養成所の教育の充実と資質向上を図るため、専任教員の成長段階に応じた研修の実施や実習指導者の養成等を行います。
- 県内の認定看護師研修及び看護師の特定行為研修の受講に対する支援を行うとともに、これら専門性の高い看護師の活用促進に取り組みます。
- 日々進歩する医療技術やリハビリテーション技術に対応するとともに、地域包括ケアシステムの中で役割を果たすことができるよう、関係機関と連携し、各種研修等の機会を通じて理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の資質の向上を図ります。
- 県歯科衛生士会と連携しながら、介護予防等のための口腔機能の維持・向上、誤嚥性肺炎予防等のための専門的な口腔健康管理が実施できる歯科衛生士を養成します。
- 地域包括ケアの推進など、持続可能な地域づくりに貢献できる医療・福祉分野のリーダーを養成するため、高度かつ広範な専門性を身に付けた人材の育成に取り組みます。
- 薬剤師の関係団体が行う介護・福祉分野の研修の充実を支援し、薬剤師の更なる資質向上や確保を図ることにより、医療ケアを必要とする障害者の医薬品の適正使用を推進します。

### 3 相談支援体制の構築

#### (1) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築

##### 現 状

- 近年、家族や地域の支え合い機能が低下し、地域のつながりが薄まる中で、従来の福祉制度により対応してきた課題に加えて、ダブルケアや 8050 問題などの複合的な課題や制度の狭間の問題が顕在化しており、既存の制度では解決が困難になっています。

##### 課 題

- 複合的な課題や制度の狭間の問題の解決に当たっては、地域での見守り合いや支え合いを進めるための地域づくり、生きづらさを感じている人へのアウトリーチ、地域と専門職、専門職間の分野横断的な連携を密にする必要があります。
- 地域で支え合う機能の低下に対して、様々な生きづらさを抱える方が見過ごされず、日常生活の中での「気づき」や「変化」を捉えて必要な支援へつながっていく「人と人とのつながり」そのものがセーフティネットとなる関係性を、現代社会に対応した形で構築していく必要があります。

##### 取組の方向性

- 障害者をはじめ、高齢者、子育て、就労、ひきこもり等の複合的な課題や制度の狭間の課題を解決していくため、各分野が連携して総合的に対応できる包括的な相談支援体制の構築を図る市町の取組を支援していきます。
- 必要な支援や支え合いにつながりやすい仕組・環境づくりに向けて、制度や分野の枠を超えて多様な主体が参画する居場所づくりや社会とつながる機会・参加支援の取組など、市町が進める分野・属性等を問わない地域のつながりづくりへの支援に取り組みます。

#### (2) 身近な地域における相談

##### 現 状

- 市町において、障害者の相談に応じる相談支援事業が行われています。
- 地域における障害者等への支援体制に関する課題を共有するとともに、市町障害者自立支援協議会の取組を活性化するため、アドバイザー派遣による助言や市町協議会事務局連絡会議の開催等により、市町等への支援を行っています。
- 基幹相談支援センターは地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援など相談支援の中核的な役割を担うものであり、令和5

(2023)年4月1日時点で10市町(うち広島市は8区全て)に設置されています。

令和4(2022)年12月に障害者総合支援法が一部改正されたことに伴い、令和6(2024)年度から基幹相談支援センターの設置は、市町の努力義務とされています。

【図表2-4-7 基幹相談支援センター設置市町数】

(単位：市、か所)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置市町数 (か所数)	7 (14)	8 (15)	8 (15)	10 (17)

- 民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、日常生活上の困りごと等を抱える人の把握や相談対応を行い、市町や地域住民、専門機関等への「つなぎ役」として活動しています。
- 身体障害者相談員・知的障害者相談員は、障害者や家族が有している様々な経験や情報を活かし、身近な地域で当事者や家族の目線に立った相談援助を担っています。

## 課題

- 複合的な課題を抱える障害者が増加する中で、「基幹相談支援センター」の設置を促進するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核的な役割を担う機関としての機能を十分に果たす必要があります。
- 地域課題が複雑・多様化する中、民生委員・児童委員及び身体障害者相談員・知的障害者相談員の役割や負担が増加し、なり手不足が生じています。

## 取組の方向性

- 市町にアドバイザーを派遣し、相談支援体制の整備や市町障害者自立支援協議会の役割等について助言等を行い、当該市町の障害福祉のあり方等について積極的な議論が行われるよう、協議会の取組の活性化を図ります。
- 基幹相談支援センターの設置促進に向けて、市町に対し、国の財政支援制度を活用しながら、地域の実情に応じた相談支援体制として整備するよう助言をしていきます。
- また、各市町の基幹相談支援センター等による専門的な助言・指導及び人材育成や、地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成し、基幹相談支援センターの機能の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員の負担軽減やなり手不足への対応のため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向け、広く県民等に対し、制度の周知やその活動内容等の普及啓発を行います。

また、民生委員・児童委員が地域や家庭などにある多様な課題に対応できるよう、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等の支援を行い、民生委員・児童委員の質の向上を図ります。

- 身体障害者相談員・知的障害者相談員についても、同様に地域にある多様な課題に対応できるよう、県障害者社会参加推進センターが行う活動強化研修会等の支援を行い、質の向上

を図ります。

### (3) 専門的・広域的な相談支援

#### 現 状

##### <県発達障害者支援センター>

- 発達障害児（者）に対する相談・普及啓発・研修などに関する県内の総合拠点として、県発達障害者支援センターを設置し、発達障害のある当事者やその家族への直接支援のほか、一次支援機関である市町等関係機関への助言、研修、関係機関調整等を行っています。

##### <難病対策センター>

- 難病対策センターでは、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労促進などを実施しています。

##### <若年性認知症相談>

- 県では、若年性認知症支援コーディネーターを設置し、若年性認知症の人や家族への相談支援を行うとともに、支援に携わる関係機関とのネットワークの構築や支援に必要な知識・技術を習得するための研修を行っています。

##### <広島口腔保健センター>

- 広島口腔保健センターでは、一般の歯科診療所での歯科治療が困難な障害児（者）を対象に、むし歯や歯周病の治療、歯科衛生士による口腔衛生指導などを行っています。

##### <県こども家庭センター>

- 県こども家庭センターでは、知的障害児（者）への専門的な相談や心理学的判定に応じるとともに、障害児の施設入所等の必要な支援、市町に対する技術的な支援を行っています。また、子供の発達にかかる相談や児童虐待相談への対応等を実施しています。

##### <ろうあ者専門相談>

- 県では、ろうあ者専門相談員を厚生環境事務所等の関係6機関に配置し、意思疎通が難しい聴覚障害者の更生援護等の相談に応じています。

【図表 2-4-8 ろうあ者専門相談員の活動状況（令和4（2021）年度）】

（単位：件）

相談内容														計
家族関係	生活・生計	職業職場関係	住居	健康・医療	教育・育児	福祉サービス	補装具・日常生活用具	年金・保険	各種制度	災害	通訳	その他		
82	167	25	10	231	8	55	235	5	31	3	94	238	1,184	

#### 課 題

##### <県発達障害者支援センター>

- 発達障害児（者）とその家族が、身近な地域・市町で個々の特性に応じた適切な支援を受

けられるよう、一次支援機関である市町、事業所等への支援・バックアップや、保育所、学校、職場等における支援者のスキル向上等、相談支援の充実を図る必要があります。

#### <難病対策センター>

- 難病患者の多くは、地域で生活しながら病気の療養等を行っており、難病患者が安心して在宅療養を送ることができる相談支援体制の提供が求められています。

#### <若年性認知症相談>

- 若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐため、幅広い普及啓発に加え、若年性認知症の人や家族が気軽に相談できる総合的な相談体制の確立が必要です。

#### <広島口腔保健センター>

- 日常の口腔管理や歯科治療が困難な場合が多く、口腔内の状態が悪化しやすい傾向にある障害児（者）が、予防や早期治療など適切な歯科保健医療が受けられるよう、支援体制の充実を図る必要があります。

#### <県こども家庭センター>

- 育てにくさのある子供の子育てが、児童虐待につながることはないよう、子供の発達にかかる相談について、より早期に相談できるよう市町や県こども家庭センター（児童相談所）における支援体制の充実を図る必要があります。

#### <ろうあ者専門相談>

- 手話による相談を通して、ろうあ者のニーズを確実に把握し、適切な支援につなげることが必要です。  
また、高齢のろう者や、ろう以外の障害も併せ持つろう者に対する支援ニーズが高まってきています。

## 取組の方向性

#### <県発達障害者支援センター>

- 発達障害者支援センターにおいて、一次支援機関への機関コンサルテーションや、支援スキルの向上に向けた研修を行うなど、発達障害のある方が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、相談支援の現場のサポートに取り組みます。

#### <難病対策センター>

- 難病患者やその家族の不安解消を図るため、難病対策センターが行う難病相談や、各保健所が行う難病相談会及び難病団体が行うピアサポート相談事業を実施します。

#### <若年性認知症相談>

- 若年性認知症支援コーディネーターが、各地域の地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等へ迅速に情報提供を行うなど、若年性認知症の人や家族からの相談ケースを地域の関係機関につなぐことにより、地域を含めた支援の実行体制の構築を図り、オーダーメイド型の支援を行います。



#### <広島口腔保健センター>

- 障害児（者）の専門的な治療機能及び教育機能を有する広島口腔保健センターにおける研修等により、専門的治療及び歯科疾患予防のための口腔ケアが実施できる歯科医師・歯科衛生士の養成を行い、障害児（者）が適切な歯科保健医療を受けられる体制の充実に取り組みます。

#### <県こども家庭センター>

- 子供やその家族に身近な市町が、育てにくさのある子供の子育て等に関する相談を受けて適切に支援につなぐことができるよう、アドバイザーの派遣や研修の実施等により市町の機能強化を支援するとともに、県こども家庭センター（児童相談所）の増設などにより、子供の発達課題等を早期に発見・相談できる環境の整備に取り組みます。

#### <ろうあ者専門相談>

- 研修や情報共有により、ろうあ者専門相談員の専門性を高め、ろうあ者の方が適切な支援が受けられるような体制の充実に取り組みます。

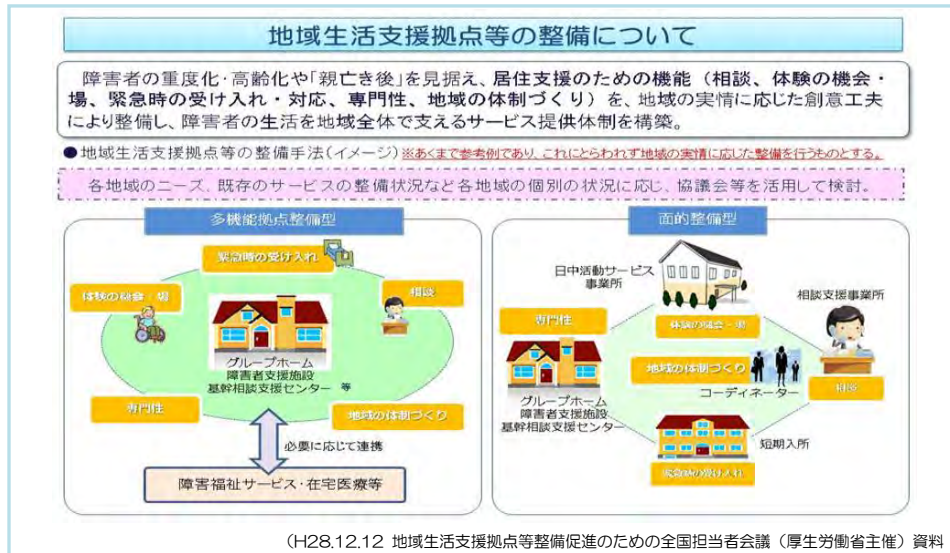
## 4 地域生活への移行支援

### (1) 福祉施設等から地域生活への移行支援

#### 現 状

- 障害者等の高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、施設入所又は病院からの地域移行を進め、地域生活で生じる様々な課題に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等）を備えた地域生活支援拠点等（システム）の整備を促進しています。
- 各市町においては、自立支援協議会等で協議し、地域の実情に応じて整備を進めており、県においては、個別ヒアリング等により、整備の進捗状況を把握しながら、必要に応じてアドバイザーを派遣するなどの支援を行っています。

【図表 2-4-9 地域生活支援拠点等（システム）の整備イメージ】



- 県内で福祉施設を退所し、地域生活へ移行した障害者の人数は、令和元（2019）年度末時点から令和4（2022）年度までの間で、70人となっています。
- 福祉施設の入所者数（以下「施設入所者数」という。）は、令和4（2022）年度末現在2,944人となり、令和元年（2019）年度末時点の3,022人から78人減少しています。

#### 課 題

- 地域生活支援拠点等（システム）は、障害者等の地域生活を支える地域システムを担うものであり、各地域のニーズやサービス提供体制に違いがあることから、市町によって整備状況に差が生じています。
- 福祉施設においては、障害の程度が比較的軽度である人の地域移行は進んでいる一方で、障害の程度が重度の人や高齢の人については、その支援の難しさや地域での受け入れ体制が整っていないことにより、地域移行が進んでいません。

## 取組の方向性

- 地域生活支援拠点等（システム）整備に向けて、地域の実情に応じて市町の自立支援協議会等で十分協議し、整備を進めるとともに、市町での取組状況や課題等を把握し、県相談支援アドバイザーの派遣等を通じて市町の取組を支援していきます。
- 強度行動障害や重度障害等、支援が難しい人の地域移行については、市町や関係団体と連携し、医療専門職の知見を得ながら、検討していくとともに、市町の自立支援協議会において、個別の事例検討を行う体制を整えます。

## (2) 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援

### 現 状

- 令和4（2022）年度「精神保健福祉に関する資料」によると、本県の精神病床における1年以上の長期入院患者数は4,720人です。令和2（2020）年患者調査によると、本県の退院患者平均在院日数（病院）は306.7日で、全国平均（296.9日）より長い状況です。
- 高次脳機能障害者やその家族に対する医療及び社会復帰支援を充実させるため、県の中核施設である「広島県高次脳機能センター」を運営するとともに、地域において「広島県高次脳機能地域支援センター」を指定し、高次脳機能障害に係る相談対応を行っています。
- 県立総合リハビリテーションセンターに設置された県の中核施設である広島県高次脳機能センターを中心に、保健・医療・福祉・労働の各分野との連携強化を図りながら、高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援に取り組んでいます。
- 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター、及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等を養成するため、令和3（2021）年度より国の定める標準カリキュラムに基づいた広島県障害者ピアサポート研修を実施し、人材育成に努めています。

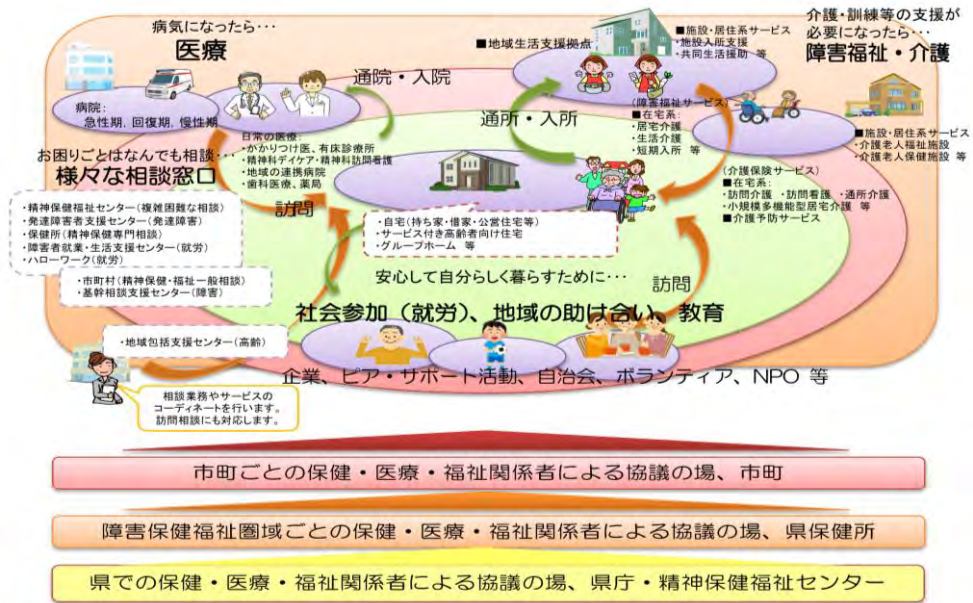
### 課 題

- 精神保健医療福祉上のニーズを有する方が、その意向やニーズに応じ、切れ目なく医療福祉等のサービスを利用し、安心してその人らしい地域生活を送ることができるよう、地域における多職種・多機関が有機的に連携する体制の構築を進める必要があります。
- 県立総合リハビリテーションセンターにおいて、高次脳機能障害者への社会復帰への支援サービスを提供している機関の利用者が減少しています。
- ピアサポーターを着実に養成している一方で、当該研修を修了したピアサポーターが所属する46事業所のうち、広島県障害者ピアサポート研修を修了することにより算定が可能な「ピアサポート体制加算」あるいは「ピアサポート実施加算」を算定している事業所が10事業所に止まっており、地域の実情に応じた人材が確保されているか実態を把握し、ピアサポート体制の構築を行う必要があります。

## 取組の方向性

- 県及び各圏域において、地域包括ケアシステム連絡調整会議を設置し、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【図表 2-4-10 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築イメージ】



- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤が整備された場合には退院が可能となる精神科病院の入院者に対して、地域で安心して生活できる支援体制を整備します。
- 高次脳機能障害者の地域移行の進捗状況を考慮しながら、県立総合リハビリテーションセンターにおける高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援のあり方について、検討を行います。
- 引き続き、地域の実情に応じた人材を確保するため、広島県障害者ピアサポート研修を実施するとともに、市町や事業所等と連携し、ピアサポート体制の構築に取り組みます。

## (3) 更生支援の推進

### 現状

- 令和4（2022）年において、新たに刑事施設に入所した人（受刑者）で、犯罪時の住居が本県であった人のうち、60歳以上の割合は28.4%となっており、平成28（2016）年からみると、23～30%台で推移しています。また、入所時に無職であった人が69.8%となっており、平成28（2016）年からみると、63～74%台で推移しています（法務省矯正局調査）。
- 令和4（2022）年において、新たに刑事施設に入所した人（受刑者）で、犯罪時の住居が本県であった人のうち、IQ相当値69以下の人は28.9%となっており、平成28（2016）年からみると23～28%台で推移しています（※<sup>1</sup>）。また、境界知能域を含むIQ相当値70以上

90未満の人は44.4%となっており、平成28(2016)年からみると43~50%台で推移しています(※<sup>2</sup>) (法務省矯正局調査)。

- 県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設退所者等のうち、高齢または障害により自立した生活が困難な人に対して、必要な福祉的支援を行っています。
- 刑事司法手続終了者(起訴猶予者等や保護観察等終了者)のうち、就労能力や意欲はあるが自力での就労が難しい人(高齢者を含む。)に対し、就職から職場定着までの支援を実施しています。
- 令和3(2021)年3月に「広島県再犯防止推進計画~更生支援の推進~」を策定するとともに、国、県、市町及び民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」を設置し、再犯防止に向けた取組を推進しています。

※<sup>1</sup> 広島の療育手帳は、こども家庭センターの判定により、IQ75以下の人に対し、社会適応力を加味したうえで交付されます。

※<sup>2</sup> 境界知能にある人とは、IQがおおよそ70以上85未満の人を言い、知的障害と判定されないものの、認知機能の弱さ、対人スキルの乏しさなどにより生活上の困難を抱えやすいとされています。(宮口幸治『ケーキの切れない非行少年たち』(新潮社、2019年)99頁、宮口英樹「(講演録)困難を抱えた子どもたちの現状と支援について」鳥取市人権情報センター編『架橋』(2019年)所収41~43頁。)なお、IQの中央値は100となっています。

## 課 題

- 県地域生活定着支援センターによる支援にあたっては、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関や、地域の福祉関係機関等と適切に連携する必要があります。  
また、刑事司法手続終了者の就労支援にあたっては、高齢や障害、帰住先がない等、複数の課題を同時に抱えていることが多いことから、刑事司法関係機関、福祉支援機関、民間支援団体等の関係機関と適切に連携する必要があります。
- 県や国における様々な支援制度等を通じ、矯正施設退所者等に対する支援が漏れなく行き届くよう、仕組みを構築するとともに、県民の理解を深め、円滑に社会復帰しやすい環境を整える必要があります。
- 境界知能にある人に対する効果的な支援プログラムについて研究が進み、「認知機能向上トレーニング」の効果が、一部では実証されつつありますが、支援の現場への普及には至っていません。

## 取組の方向性

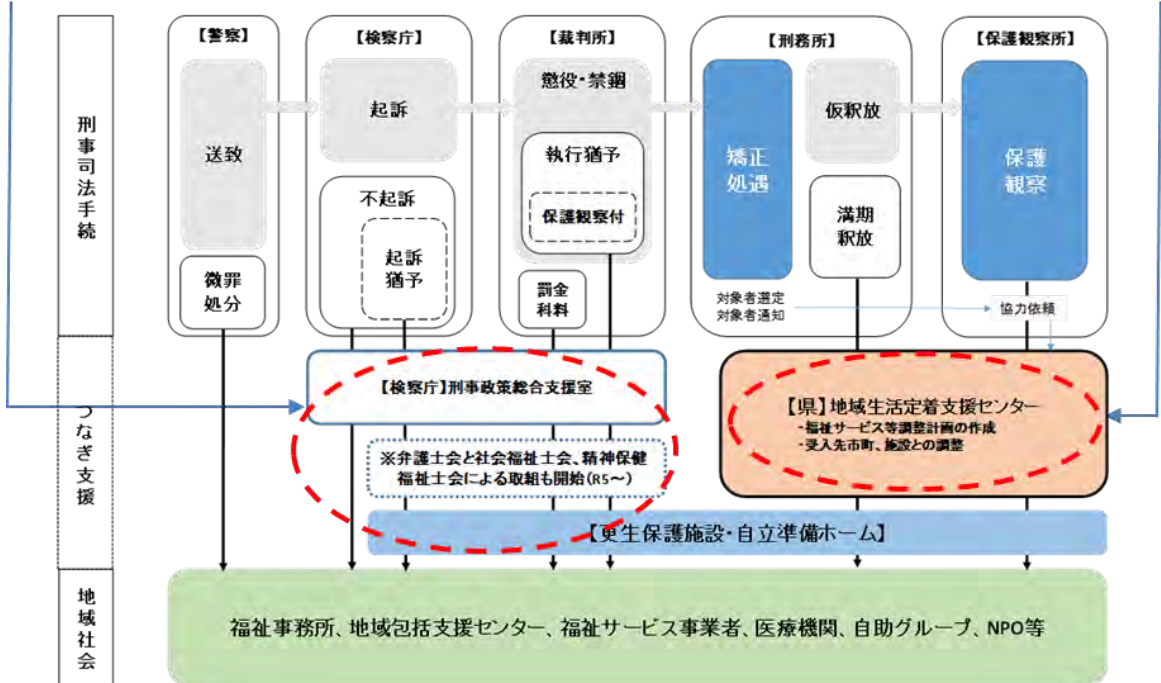
- 矯正施設退所者等が地域社会において生活基盤を持ち、社会参画が果たせるよう、県地域生活定着支援センターと、刑事司法関係機関、就労支援機関、福祉等関係機関との間で情報共有や意見交換を行い、福祉的支援の充実や就労支援・職場定着の促進に取り組みます。
- 「広島県再犯防止推進連絡会議」をはじめ、国、県、市町及び民間の関係機関等による情報共有や連携を促進し、矯正施設退所者等に対する支援体制の構築に取り組むとともに、犯罪や非行をした人たちの更生について、県民の理解促進を図ります。
- 境界知能域にある人の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。

【図表 2-4-11 刑事司法手続きと地域支援の流れ（概略図）】

刑事司法手続きにおいて、高齢者など特別な配慮や支援が必要と判断された場合は、起訴猶予・執行猶予等となった人への支援と、受刑後、出所する人への支援があります。

■起訴猶予・執行猶予等となった人への支援

■受刑後、出所する人への支援



出典：「広島県再犯防止推進計画～更生支援の推進～」(令和3(2021)年3月)

## V 暮らしやすい社会づくり

### 《この分野の目指す姿》

全ての人があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

## 1 福祉のまちづくりの総合的な推進

### (1) 福祉のまちづくりの推進

#### 現 状

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、基準適合義務のある一定の建築物の建築時の審査のほか、基準適合建築物の維持保全について、建築主等に対し、指導、助言等を行い、建築物のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。
- 「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりを推進するため、公益的施設等の適用施設の構造及び設備の整備について、必要な基準を定めています。
- 適用施設の建築等を行う場合には、事前に協議（一定規模未満の適用施設を除く。）することとしており、協議の際に基準への適合について指導及び助言を行っています。  
なお、条例及び規則に基づく事務（事前協議、適合通知、適合証の交付等）は、各市町で処理することとしています。

#### 課 題

- 多様な障害特性に応じ、実態に即した建築物のバリアフリー化の促進が求められています。
- 建築計画の検討段階で、バリアフリー法及び広島県福祉のまちづくり条例に基づく基準適合に向けた建築主等の意識の向上が求められています。

#### 取組の方向性

- バリアフリー法及び広島県福祉のまちづくり条例の普及啓発を行います。
- 建築主や設計者からの各種相談の機会を捉え、基準適合に向けた助言等により、バリアフリー化の実現に向けた意識啓発及び技術支援を継続的に実施していきます。
- 今後見込まれる社会情勢や障害者等の生活環境の変化に伴う多様なニーズに対応できるよう、国の法改正等に連動して、適宜、広島県福祉のまちづくり整備マニュアルの見直しを行っていきます。

## (2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

### 現 状

#### <道路空間>

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、人々が安全で安心して利用できる道路空間のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

国土交通大臣が指定する特定道路において、バリアフリー法の基準に適合した整備を実施しています。

#### <都市公園・自然公園>

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づき、障害者等が利用しやすい都市公園となるよう多目的トイレの設置など、園内のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

- 広島県福祉のまちづくり条例を踏まえた、自然公園等の施設整備や改修を実施しています。

#### <県庁舎>

- 広島県福祉のまちづくり条例及びこれに係る広島県福祉のまちづくり整備マニュアルに基づき、県庁舎のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

#### <県営住宅>

- 県営住宅再編5箇年計画に基づき、県営住宅のバリアフリー化の推進に取り組んでいます。

### 課 題

#### <道路空間>

- 人々が安全で安心して利用できる道路空間を創造するため、特定道路をはじめとした道路空間のバリアフリー化を推進していく必要があります。

#### <都市公園・自然公園>

- 県及び市町の都市公園について、条例基準に適合した公園整備を行う必要があります。また、条例に適合していない既設の公園については、改善する必要があります。
- 誰もが利用しやすい自然公園等施設の整備・改修が求められています。

#### <県庁舎>

- 障害のある方が、快適かつ安全に県庁舎を利用できるよう、バリアフリー化を更に推進していく必要があります。

#### <県営住宅>

- 誰にでもやさしい安心した暮らしの確保の一環として、県営住宅のバリアフリー化を推進していく必要があります。



## 取組の方向性

### <道路空間>

- 国及び市町と連携し、道路空間のバリアフリー化を推進していきます。

### <都市公園・自然公園>

- 県で新規設置する都市公園については、広島県福祉のまちづくり条例に適合した整備を行うとともに、既設の公園については調査し、条例に適合していない場合は改善していきます。また、市町の管理する都市公園については、各市町で制定している条例に沿って整備を行うよう働きかけます。
- 誰もが利用しやすい自然公園となるよう、主要な自然公園においては、公衆トイレのバリアフリー化（広島県福祉のまちづくり整備マニュアルに基づいた腰掛便座及び手すりが配置された便房）の整備を行っていきます。

### <県庁舎>

- 誰もが利用しやすい県庁舎となるよう、バリアフリー化を推進していきます。

### <県営住宅>

- 県営住宅の計画的な建替と改修に合わせて、バリアフリー化を推進していきます。

## (3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

### 現 状

- 低床バス、低床路面電車等の車両については、導入が進むよう助言し、令和5（2023）年度末時点の目標値が86%であるところ、令和4（2022）年度末時点で94.0%となっており、目標を上回っています。
- 鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化については、導入が進むよう助言を行っています。

### 課 題

- 鉄道駅のバリアフリー化については、国庫補助制度を活用し、利用者の多い駅から、市町とJRが連携して整備を進めていますが、利用者が一定以上の鉄道駅や市町の中心的な鉄道駅においてもバリアフリー化が未整備の駅があります。

## 取組の方向性

- 低床バス、低床路面電車等の車両について、今後もさらに導入が進むように事業者へ助言を行っていきます。
- 鉄道駅や旅客施設のバリアフリー化については、市町とJRが連携して行う先導的な整備に対し、導入が進むように事業者へ支援や助言を行っていきます。

## (4) ユニバーサルデザインの推進

### 現 状

- 「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」（平成 14（2002）年 3 月）の策定をはじめ、関連ガイドラインを策定し、全ての人があらゆる場面でバリアを感じることなく、安全で安心して快適な生活を楽しむことができるユニバーサルデザイン社会の実現に向け、セミナーの実施等を通じて普及啓発に取り組んできました。
- 現在、県内全ての市町においてユニバーサルデザインへの取組が進められています。
- 平成 7（1995）年 3 月の広島県福祉のまちづくり条例制定後、県民一人一人が福祉のまちづくりに積極的に取り組む気運を醸成するため、福祉関係団体、経済関係団体、建設関係団体、交通関係団体等で構成する「広島県福祉のまちづくり推進協議会」を平成 8（1996）年 3 月に設置しています。

### 課 題

- ユニバーサルデザイン社会及び福祉のまちづくりに向けた普及啓発を進めていく必要があります。

### 取組の方向性

- 「ユニバーサルデザインひろしま推進指針」をはじめ、ユニバーサルデザインの考え方について、広く事業者や県民に普及啓発を図るため、HPの改善を図るなど、効果的な情報発信に取り組んでいきます。
- 広島県福祉のまちづくり条例の趣旨に沿った福祉のまちづくりを進めるため、「広島県福祉のまちづくり推進協議会」を必要に応じて開催し、民間団体等との情報交換や意見交換、課題等を共有しながら普及啓発活動等を推進します。
- 国において、2020 年東京パラリンピックを契機とした共生社会の実現に向け、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を定め、公共交通機関や学校施設のバリアフリー化やその水準の向上、心のバリアフリー教育、ボランティア機運を高める取組等が進んでいることを踏まえ、本県においても推進指針に沿った取組を一層推進します。

## 2 災害、感染症対策の強化

### (1) 災害対策の強化

#### 現 状

##### <災害時避難支援>

- 市町では、自ら避難することが困難な要配慮者を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿情報を基に、要配慮者ごとの「個別避難計画」を任意に作成してきました。  
令和3(2021)年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画策定が市町村の努力義務とされるとともに、実効性の確保から計画に記載すべき要件が示されたため、それまで作成されていた計画は、その内容をはじめ、作成方法を含めて見直しが求められています。
- 災害発生時等において、高齢者施設や障害者支援施設等が要支援者を受け入れる福祉避難所の整備が各市町において進められており、令和4(2022)年12月1日時点で、433施設が市町との協力体制等を構築しています。
- 災害発生時において、障害者等の要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされる場合の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の発生が懸念されることから、一般避難所等での福祉ニーズに対応するため、県災害福祉支援ネットワークを設置し、平時から、災害に備えた連携・情報共有や、研修・訓練の実施など、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に向けた基盤整備に取り組んでいます。
- 障害福祉サービス等事業所に対しては、災害発生時に備えた非常災害対策計画の作成や定期的な避難訓練が義務付けられており、各事業所における対応状況について、指導検査等の機会に確認を行っています。

##### <緊急時情報提供体制>

- 災害発生時に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するため、県では「防災情報システム」を整備し、市町からの被害情報や避難所開設の状況等をオンラインで収集しています。  
また、収集した情報は防災関係機関と情報共有を図るとともに、インターネット「広島県防災Web」を通じて広く県民に提供しています。
- 障害者等への防災情報の伝達のため、音声読み上げソフトに対応した「視覚障害者向け防災情報メールシステム」の運用を行っています。
- 聴覚障害者への防災・災害情報の伝達にも対応できる聴覚障害者用情報受信装置等の給付等について、各市町地域生活支援事業により実施しています。

##### <土砂災害対策>

- 要配慮者利用施設を保全する箇所における土砂災害対策施設の整備を優先して実施しています。  
また、インターネット「土砂災害ポータルひろしま」等により、雨量・土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域などの防災情報を提供しています。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練を実

施するための支援を行っています。

#### <水害対策>

- 洪水時に市町から発令される避難指示等の避難情報のうち「高齢者等避難」の発令判断の目安となるよう、県管理河川 61 河川において基準水位（避難判断水位）を設定し運用しています。

また、その水位情報等について、インターネット「広島県防災Web」や防災情報メール通知サービス等により、情報提供しています。

- 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等が避難確保計画の作成・避難訓練を実施するための支援を市町と連携して行っています。

#### <自主防災>

- 平成 30（2018）年 7 月豪雨災害に関する県民の避難行動の調査を踏まえ、「自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築」に取り組んでおり、令和 4（2022）年度末時点で 47.9% の組織が体制を構築しています。

## 課 題

#### <災害時避難支援>

- 実効性の高い個別避難計画の作成については、市町において、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野の「庁内連携」、及び地域住民や専門職と協働する「庁外連携」の仕組みや推進体制を構築するとともに、災害危険度が高い地域や独居等の生活実態を踏まえて優先すべき対象者から作成を進めるなど、計画的に進めていく必要があります。

また、要配慮者及び避難支援者の双方が、個別避難計画の必要性等の理解を共有し、生活実態に詳しい福祉専門職等の協力を得ながら、地域ぐるみで避難する意識と行動を広げていく必要があります。

- 非常時において、要配慮者の避難先となる福祉避難所や一般避難所の福祉スペース等の整備を進めるには、開設・受入時の連絡体制、人員配置、要配慮者の特性に応じた滞在スペースの確保や整備、及び必要品の備蓄・調達方法など、個々の施設等の状況に応じた事前の調整や備え等が必要となります。
- 大規模災害時に備え、平時から、迅速かつ適切な福祉支援体制の構築を図るとともに、災害派遣福祉チーム（DWA T）の登録員の更なる増加や、継続的な知識・スキルの向上に取り組む必要があります。
- また、災害発生時にも障害福祉サービスがなければ生活が困難な障害者を対象とする事業継続計画（BCP）については、多くの障害福祉サービス事業所等において未作成の状況です。

#### <緊急時情報提供体制>

- 障害者を含めた全ての人が、迅速な避難行動をとるため、避難情報や避難所開設情報などの必要な情報を、多様な情報提供手段により迅速かつ容易に入手できるよう環境を整備していく必要があります。
- 聴覚障害者が災害発生時に避難所等で生活する際の情報保障として、視覚情報の掲示や手

話通話者等の派遣、遠隔手話通話による支援等が求められます。

#### <土砂災害対策>

- 本県は、土砂災害のおそれのある箇所に要配慮者利用施設が多いため、緊急度や優先度を踏まえながら、計画的に土砂災害対策施設の整備を進めていく必要があります。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が土砂災害防止法において義務付けられており、施設管理者等が主体的に作成し、実施する必要があります。

#### <水害対策>

- 洪水時において要配慮者が適切な避難行動ができるよう、洪水時にとるべき行動やそのタイミング、基準水位の意味等について、継続して周知していく必要があります。
- 要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が水防法において義務付けられていることから、施設管理者等が自ら主体的に作成・実施する必要があります。

#### <自主防災>

- 要配慮者を含め地域住民が、災害時に早めの避難行動をとるためには、過去の災害を踏まえ、災害リスクの高い地域の自主防災組織から優先的に避難の呼びかけ体制を構築していく必要があります。

### 取組の方向性

#### <災害時避難支援>

- 市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含めた避難訓練等の取組に対して、県作成ガイドラインによる助言や先行事例の共有等により支援を行います。  
また、避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援します。
- 福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進します。
- 県災害福祉支援ネットワークの活動を通じ、災害派遣福祉チーム（DWA T）の周知を図るとともに、継続的に、登録員への実践的な研修・訓練を実施します。
- 障害福祉サービス事業所等に対し、サービス利用者の障害特性等を考慮した避難確保計画や事業継続計画（BCP）の作成について、引き続き、集団指導等の機会を捉えて指導を行います。

#### <緊急時情報提供体制>

- 情報を必要とする障害者やその支援者が、迅速かつ確実に必要な情報を入手できるよう、「広島県防災Web」や県の視覚障害者向け防災情報メールの周知と利用促進を図ります。
- 引き続き、聴覚障害者など情報伝達等が困難な方に対して、日常はもとより災害等緊急時

にも対応できる、市町地域生活支援事業の情報意思疎通支援用具の給付等を支援していきます。

- 避難所等への速やかな手話通訳者等の派遣や、遠隔手話通訳の提供が行えるよう、市町及び関係団体と連携した体制を整備していきます。

#### <土砂災害対策>

- 緊急度や優先順位の高い箇所から、砂防堰堤や法枠等の土砂災害対策施設の整備を計画的に実施します。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。

#### <水害対策>

- 洪水時の適切な避難につながるよう、市町と連携して、洪水時にとるべき行動やそのタイミング、基準水位の意味等について、住民への啓発活動に引き続き取り組んでいくとともに、実効性のある避難体制の確保ができるよう、市町の取組を支援していきます。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、市町と連携して積極的に支援を行います。

#### <自主防災>

- 災害リスクの高い地域に居住している方々に適切な避難行動をとっていただけるよう、市町と連携し、自主防災組織による避難の呼びかけ体制構築・実践の取組を促進します。

## (2) 新興感染症等への備え

### 現 状

- 障害者については、感染症にかかった場合、重症化のリスクが高いと言われており、特に入所施設においては利用者の高齢化が進んでおり、ハイリスクな状態にあります。
- 障害福祉サービス事業所等の運営基準が改正され、令和6（2024）年4月1日から、事業継続計画（BCP）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じることや、当該計画を従業員に周知すること、必要な研修及び訓練を定期的実施することが事業者には義務付けられています。

### 課 題

- 未知の感染症が発生した場合には、感染症の専門家ではない障害福祉サービス事業所の職員や利用者の不安や混乱が増大するため、研修等正しい知識を得る機会が求められています。
- 災害と同様に、感染症の場合も、障害福祉サービスがなければ生活が困難な障害者を対象とする事業継続計画（BCP）が必要ですが、多くの施設が未作成の状況です。

### 取組の方向性

- 障害福祉サービス事業所等の運営基準では、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること、従業者に対し、研修及び訓練を定期的実施することが事業者には義務付けられており、今後も実地指導の場で事業者を指導していきます。
- 事業継続計画（BCP）の策定について、集団指導や広報媒体により周知を図るとともに、実地指導の場で必要な措置を講じるよう事業者を指導していきます。

### 3 防犯・交通安全等の推進

#### (1) 防犯対策の推進

##### 現 状

- 「減らそう犯罪」広島県民総ぐるみ運動の展開に伴う「『減らそう犯罪』第5期ひろしまアクション・プラン」（令和3（2021）年～令和7（2025）年）などにに基づき、日本一の安全・安心を実感できる広島県の実現に向けて取組を推進しています。
- 聴覚や言語に障害がある方や音声による110番通報が困難な方が緊急通報するための手段として、「ファックス110番」、「メール110番」、「110番アプリシステム」を運用しています。

【図表2-5-1 メール110番・ファックス110番受理件数】

(単位：件)

	メール110番		ファックス110番	
	総件数	うち有効件数	総件数	うち有効件数
令和4年	197	194	4	3

##### 課 題

- 障害者は、自ら被害を訴えることができなかつたり、被害に遭っていることに気付きにくいことがあることから、行政や関係事業者・地域等が連携し見守りのネットワークを構築するなど、障害者を犯罪被害から守る取組が必要です。
- 110番アプリシステム等について、県警HPへの掲載等により周知を図っていますが、周知が十分であるかどうか、判断が難しい状況です。

##### 取組の方向性

- 「住む人 来る人 誰もが 日本一の安全安心を実感できる広島県の実現」を図るため、多様な主体が協働・連携した「安全安心なまちづくり」と「安全安心をもたらす警察活動」を両輪とした取組を推進します。
- 広報活動を通じ110番アプリシステム等の周知を推進します。

#### (2) 交通安全対策の推進

##### 現 状

- 身体障害者の自立支援等が進むことにより、身体障害者の外出機会が増加しており、これらの人々が安全・安心に外出できる交通環境の整備が求められています。
- 身体障害者の利用頻度の高い施設の周辺にある横断歩道等に設置される信号機に、視覚障



害者用付加装置や音響式歩行者誘導付加装置などの機能を付加した制御のほか、横断秒数の見直しなどの運用改善を行っています。

- 交通弱者等の安全確保のため、区域を定めた最高速度 30km/h の速度規制と路面のカラー舗装や路面表示、路側帯の整備等を組み合わせた「ゾーン 30」の整備に加えて、速度規制とランプや狭さくなどの物理的デバイスを組み合わせた「ゾーン 30 プラス」についても、道路管理者と連携し、整備を推進しています。

## 課 題

- 視覚障害者用付加装置については、付近住民から音が気になるとして設置について合意形成ができない場合があります。
- これまで整備を行ってきた視覚障害者用付加装置等の老朽化が進みつつあり、更新など適切な維持管理を行う必要があります。

## 取組の方向性

- 視覚障害者用付加装置については、付近住民に設置の必要性等を説明するとともに、音量を調整するなどして理解を求めるほか、夜間は必要な時のみ吹鳴するよう押しボタンと連動した方式の導入を進めます。
- これまで整備した装置が適切に機能するよう、保守や更新を行います。
- 地域住民や関係団体の要望や意見を踏まえた対策を進めます。

## (3) コミュニケーション支援のできる警察職員の育成

### 現 状

- 警察本部では、事件・事故等の現場及び窓口において、聴覚障害者との円滑な意思伝達を図るため、初心者を対象とした手話講習会及び手話の素養を有する職員に対するブラッシュアップ講習を実施しています。
- 窓口業務において、聴覚障害者やコミュニケーション支援の必要がある方との円滑な意思伝達を図るため、コミュニケーション支援ボードを活用しています。

### 課 題

- 事件・事故等の現場において、聴覚障害者の不安を解消するため、現場で対応する地域・交通部門の警察官に対する手話講習等への受講機会を増やしていく必要があります。
- あらゆる方がさらに安心して窓口を訪れることができるような取組を進める必要があります。

## 取組の方向性

- 窓口担当者や事件、事故の現場で活動する地域・交通部門の警察官を重点対象とした手話講習及びブラッシュアップ講習を継続して実施します。
- 窓口業務において、聴覚障害者やコミュニケーション支援の必要がある方が安心して円滑に意思伝達ができるよう、コミュニケーション支援ボードの一層の活用を図るほか、警察職員の手話能力の向上を図ります。

## (4) 消費者被害対策の推進

### 現 状

- インターネットやスマートフォンの普及等に伴う高度情報化の進展、取引形態の多様化、悪質事業者の手口の巧妙化等により、消費生活相談の内容はより複雑化・多様化しています。

### 課 題

- 障害者を含む県民が、消費者被害・トラブルの状況や相談窓口を知り、自らにあった方法で相談できるよう広報や消費生活相談機能の充実が必要です。
- 障害者の消費者被害の防止と救済のためには、障害者への働きかけに加え、障害者を見守る立場の人への働きかけが必要です。

## 取組の方向性

- 関係機関・団体と連携し、障害者を含む県民への消費者被害に関する広報啓発を行います。
- 県生活センターでは、電話や来所に加え、メールでの相談対応を行うとともに、市町を含めた相談窓口や方法について広報を行います。
- 関係機関・団体と連携し、地域の民生委員や福祉・介護関係者などへの出前講座を行います。

## 4 NPO、ボランティアとの協働

### 現 状

- 県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会では、ボランティア活動者の交流や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人などの多様な主体との連携を通じて、ボランティアセンター機能の充実を図るとともに、新たな担い手の参加促進に向けた取組を進めています。
- 県や県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関などで構成する「広島県被災者生活サポートボラネット推進会議」において、発災時における各機関・団体の役割や課題等について情報共有等を定期的に行うなど、災害時に迅速な支援活動を行うためのネットワークづくりを行っています。

### 課 題

- 地域福祉ニーズの多様化に対応するため、市町社会福祉協議会のボランティアコーディネーターを育成し、多様な担い手の参加促進と、ボランティアセンターの更なる機能強化を図る必要があります。
- 今後は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害や感染症流行時において、災害に対応できる体制等を整えるとともに、被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）を迅速に設置・運営できる体制を整備する必要があります。

### 取組の方向性

- 県社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人などの多様な主体が連携するネットワークの構築などにより、ボランティアセンターの機能強化を図るとともに、啓発・広報等を通じて、新たな担い手の参加促進に取り組みます。
- 大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保やICTの活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）が設置され、効果的な支援が展開されるよう取り組みます。

## 5 福祉用具等の研究・開発の推進と普及

### 現 状

- 福祉用具・介護機器等は、高齢者や障害者等の生活の質の向上に不可欠ですが、様々な利用者のニーズがあることや、品目ごとの市場が小さく多品種少量生産であり、長期にわたってのメンテナンス性も求められることから、収益性が低い状況にあるため、国では福祉用具法の規定に基づき事業者の研究開発・普及を支援しています。

本県では、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の産業イノベーションにおいて「健康・医療関連分野」を広島の強みを生かした新成長産業と位置付け、県内企業が取り組む医療機器・福祉用具等の研究開発や生産・受注拡大を支援しています。

- 県立広島大学においても、県内産業の振興や地域課題の解決に貢献するため、健康、保健、福祉などの分野において、重点研究事業を推進するとともに、地域の保健・医療・福祉機関や企業等との連携による研究や研究成果を活用した商品開発に取り組んでいます。

### 課 題

- 様々な利用者のニーズに合った福祉用具等が提供されるよう、福祉現場での実証フィールドの更なる活用等による製品開発を促進する必要があります。
- 県立広島大学における研究活動や大学の有する知的資源の地域還元の更なる推進を図る必要があります。

### 取組の方向性

- 医療・福祉の質の向上と、地域産業振興を促進するため、福祉用具等を含む「健康・医療関連産業分野」において、現場ニーズに即した事業化につながる実証フィールドの提供や補助金による研究開発の促進、産学マッチングなどによる総合的支援を実施します。
- 県立広島大学において、重点研究事業をはじめとする研究活動を推進するとともに、企業の課題解決に対する支援や、保健・医療・福祉等の分野における知的資源の提供、政策課題に対する提言などに取り組めます。

【図表 2-5-2 県内企業が開発・製造販売する福祉用具の例】



車いす  
(写真提供:株モルテン)



視線入力意思伝達装置  
(写真提供:株ユニコーン)

広島県障害者プラン

# 第3章

## 成果目標

---

## 1 基本的な考え方

本計画では、障害者施策全体の進捗を測る指標を「総括目標」、各施策分野の取組の進捗を測る指標を「成果目標」、「成果目標」の内、特に5つの施策分野の施策に寄与する指標を「特に注視すべき指標」としてそれぞれ設定し、「第2章 分野別施策の基本的方向」の各分野に掲げる施策の達成度を測りながら、施策を計画的に推進していきます。

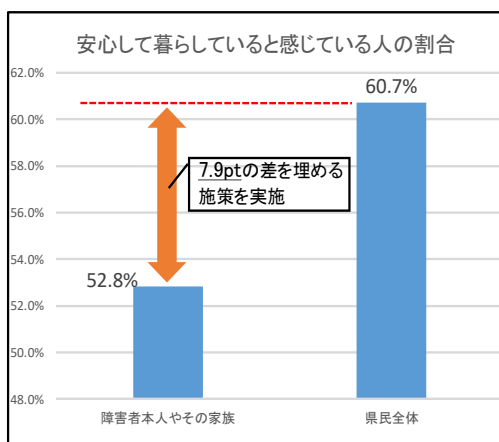
なお、本県の障害者施策を各分野で連携し、推進していくために、他の計画に掲げられた障害者施策に関連する数値目標を用いているものがあります。

また、市町や民間団体等、県以外の機関・団体等が直接実施する取組については、県がこれらの機関・団体等に働きかける際に、県として達成を目指す水準を成果目標として設定しています。

## 2 総括目標（再掲）

障害者施策全体の進捗状況を測るため、次のとおり総括目標を設定します。

指標	現状値 (令和5年9月)	目標値 (令和11年度)
障害者本人やその家族の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合	52.8%	県民全体の内、安心して暮らしていると感じていると回答した人の割合と同値



### 【総括目標の考え方】

障害者施策を進める上で、障害者及びその家族の方が安心して暮らしていることが最も重要であるため、障害者及びその家族の方の安心感を測る指標を総括目標として設定します。

※ 図：令和5（2023）年9月に実施した「県民の安心感に関するアンケート調査」の結果を基に作成。  
(全体 N:3,000、障害者本人・家族 n:354)

### 3 成果目標

#### (1) 特に注視すべき指標

5つの施策分野を推進していくために、成果目標の内、次のとおり、特に注視すべき指標を設定します。

施策分野	指標	現状値※ <sup>1</sup> (令和4年度)	目標値※ <sup>1</sup> (令和11年度)
障害への理解促進	県が実施する「あいサポート運動」に係る研修の受講者数	1,285人	2,800人
自立と社会参加の促進	障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用率	2.38%	2.7%以上 〔令和10年度〕
保健、医療の充実	医療型短期入所事業所の定員数（「空床型」施設等による病床確保数を含む。）	67人 〔令和5年6月〕	91人
地域生活の支援体制の構築	基幹相談支援センターの設置市町数	7市町	23市町 〔令和8年度〕
暮らしやすい社会づくり	個別避難計画作成の同意者に対する計画作成率	54.2%	90.0% 〔令和7年度〕

#### (2) 成果目標

##### I 障害への理解促進

##### 1 障害に対する理解の促進

##### (1) 子供の頃からの理解促進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
学校等に対する出前講座実施数	7回	49回	

##### (2) あいサポートプロジェクトの推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
あいサポート運動 企業・団体数	823企業・団体	1,150企業・団体	
県が実施する「あいサポート運動」に係る研修の受講者数	1,285人	2,800人	

##### (3) 広報・啓発活動の展開

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
相談事例の有無に関わらず、定期的に障害者差別解消の検討を含めた協議会を年1回以上開催する市町数	16市町	23市町	

## 2 権利擁護の推進

### (2) 権利擁護の推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
成年後見制度における中核的機能を有し、地域連携ネットワークの構築に取り組む市町数	9市町	23市町	第8期ひろしま高齢者プラン 第2期広島県地域福祉支援計画

### (3) 選挙等における配慮

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
県が管理執行する選挙における「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版の配付率	100% (令和4年7月)	100%	
県が管理執行する選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	100% (令和4年7月)	100%	

## II 自立と社会参加の促進

### 1 教育

#### (2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
個別の教育支援計画作成率	幼：100% 小：99.7% 中：99.6% 高：98.4%	幼：100% 小：100% 中：100% 高：100% 〔令和10年度〕	広島県特別支援教育ビジョン

#### (3) 教職員等の専門性の向上

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
特別支援学校教諭免許状保有率	特別支援学校教員：85.1% 小・中学校特別支援学級担任：29.9% 小・中学校通級による指導の担当教員：57.6% (令和4年5月)	特別支援学校教員：100% 小・中学校特別支援学級担任：60% 小・中学校通級による指導の担当教員：100% 〔令和10年度〕	広島県特別支援教育ビジョン

#### (4) 特別支援学校の充実

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
特別支援学校高等部（本科）における就職希望者のうち、就職した者の割合	100%	100% 〔令和10年度〕	広島県特別支援教育ビジョン



## 2 雇用・就労の促進

## (1) 企業等の理解促進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
あいサポート運動 企業・団体数 《再掲》	823企業・団体	1,150企業・団体	

## (2) 公的機関における雇用促進

成果目標	現状値	目標値 (令和11年度)	県関連計画
公的機関の障害者雇用率（県の機関）	2.63% 〔令和5年6月〕	3.0%	広島県障害者活躍推進計画
公的機関の障害者雇用率（県教育委員会）	2.68% 〔令和5年6月〕	2.9%	広島県教育委員会障害者活躍推進計画
公的機関の障害者雇用率（警察本部）	2.64% 〔令和5年6月〕	3.0%	広島県警察障害者活躍推進計画

## (3) 就業機会の拡充と雇用促進

成果目標	現状値	目標値	県関連計画
障害者雇用義務を有する県内企業の障害者雇用率	2.48% 〔令和5年6月〕	2.7%以上 〔令和10年度〕	
障害者雇用義務を有する県内企業のうち雇用障害者の数が0人の企業割合	28.1% 〔令和5年6月〕	現状より減 〔令和10年度〕	
障害者就業・生活支援センターを通じた一般就職件数（1圏域当たり平均）	62件 (令和4年度)	76件 〔令和8年度〕	
障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の1年後の職場定着率	76.7% (令和4年度)	78.8% 〔令和8年度〕	
福祉施設から一般就労への移行者数※ <sup>2</sup>	417人 〔令和3年度〕	576人 〔令和8年度〕	
うち、就労移行支援事業所利用者数※ <sup>2</sup>	226人 〔令和3年度〕	315人 〔令和8年度〕	
うち、就労継続支援A型事業所利用者数※ <sup>2</sup>	46人 〔令和3年度〕	74人 〔令和8年度〕	
うち、就労継続支援B型事業所利用者数※ <sup>2</sup>	109人 〔令和3年度〕	150人 〔令和8年度〕	
就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数※ <sup>2</sup>	16事業所 〔令和3年度〕	45事業所 〔令和8年度〕	
全就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した利用者が5割以上の事業所の割合※ <sup>2</sup>	26.7% 〔令和3年度〕	5割以上 〔令和8年度〕	
就労定着支援事業の利用者数※ <sup>2</sup>	258人 〔令和3年度〕	409人 〔令和8年度〕	
就労定着支援事業所の内、利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数※ <sup>2</sup>	25事業所 〔令和3年度〕	36事業所 〔令和8年度〕	
全就労定着支援事業所の内、利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合※ <sup>2</sup>	86.2% 〔令和3年度〕	2割5分以上 〔令和8年度〕	

成果目標	現状値	目標値	県関連計画
協議会等の活用による雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制※ <sup>2</sup>	確保 〔令和3年度〕	確保 〔令和8年度〕	

#### (4) 工賃向上のための取組

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
障害者施設の平均工賃月額（就労継続支援B型事業所）	18,005円	20,300円 〔令和8年度〕	
障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入（調達）の実績	37,342千円	41,700千円 〔令和8年度〕	

#### (5) 職業能力開発の充実

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
障害者職業能力開発校の修了者（就職中退者含む）における就職率	87.5%	80%以上 〔令和7年度〕	広島県職業能力開発施策事業プラン（令和3年度～令和7年度）
障害者の委託訓練修了者（就職中退者含む）における就職率	41.7%	55%以上 〔令和7年度〕	広島県職業能力開発施策事業プラン（令和3年度～令和7年度）

### 3 情報の保障の強化

#### (1) 情報アクセシビリティの向上

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
県聴覚障害者センターの利用者数	18,379人	19,000人	
県立視覚障害者情報センターにおける「サピエ」による地域生活情報の提供の閲覧数	7,524回	8,643回	

#### (2) 視覚障害者等の読書環境の整備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
公立図書館等において障害者サービスを実施している市町数	16市町	23市町 〔令和10年度〕	

### 4 スポーツ、文化芸術活動の推進

#### (1) パラスポーツの推進

成果目標	現状値	目標値	県関連計画
障害のある人で週に1日以上のパラスポーツの実施率	35.5% 〔令和5年8月〕	41.3% 〔令和10年度〕	第3次スポーツ推進計画

#### (2) 文化芸術・余暇活動の充実

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
あいサポートアート展への来場者数	2,367人	2,720人 〔令和8年度〕	

## Ⅲ 保健、医療の充実

## 1 保健・医療提供体制の充実

## (1) 保健活動の推進

成果目標	現状値	目標値 (令和11年度)	県関連計画
定期的に歯科健診を実施する障害児(者)施設数の割合	75.8% 〔令和5年度〕	90%以上	第3次広島県歯と口腔の健康づくり推進計画

## (3) 地域リハビリテーションの推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
地域リハビリテーションサポートセンター指定数における活動実績のあるサポートセンターの割合	90.4%	100%	第9期ひろしま高齢者プラン

## 2 療育体制の充実

## (1) 地域における重層的な支援体制の構築

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
児童発達支援センターの設置市町数※ <sup>2</sup>	11市町	22市町 〔令和8年度〕	
保育所等訪問支援を利用できる体制を整備している市町数※ <sup>2</sup>	15市町	20市町 〔令和8年度〕	
全市町における障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築※ <sup>2</sup>	8市町	22市町 〔令和8年度〕	

## (2) 発達障害児支援の充実

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
発達障害に係る地域支援ネットワーク体制が整備された市町数	4市	23市町	ひろしま子供の未来応援プラン、第8次保健医療計画

## (3) 医療的ケア児支援体制の構築

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
医療型短期入所事業所の定員数(「空床型」施設等による病床確保数を含む。)	67人 〔令和5年6月〕	91人 (令和11年度)	
医療的ケア児支援センターの設置※ <sup>2</sup>	有 〔令和5年7月〕	有 〔令和8年度〕	
医療的ケア児等コーディネーターの配置※ <sup>2</sup>	県、20市町	県、23市町 〔令和8年度〕	
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置※ <sup>2</sup>	県、17市町	県、23市町 〔令和8年度〕	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置市町数※ <sup>2</sup>	15市町	20市町 〔令和8年度〕	
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町数※ <sup>2</sup>	15市町	20市町 〔令和8年度〕	

(4) 難聴児支援体制の整備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
難聴児支援のための中核的な機能を果たす体制の構築※ <sup>2</sup>	無	確保 〔令和8年度〕	
新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築※ <sup>2</sup>	確保	確保 〔令和8年度〕	

(5) 成人期移行に向けた支援体制の整備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置※ <sup>2</sup>	有	有 〔令和8年度〕	

IV 地域生活の支援体制の構築

1 福祉サービス等の提供

(2) 日中活動の場の充実

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
生活介護の利用者数※ <sup>2</sup>	135,888人日/月	145,257人日/月 〔令和8年度〕	
自立訓練（機能訓練）の利用者数※ <sup>2</sup>	587人日/月	905人日/月 〔令和8年度〕	
自立訓練（生活訓練）の利用者数※ <sup>2</sup>	7,621人日/月	13,904人日/月 〔令和8年度〕	

(3) 居住系のサービス基盤の準備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
共同生活援助の利用者数※ <sup>2</sup>	2,820人/月	3,867人/月 〔令和8年度〕	

2 サービスの質の向上等

(1) 質の確保

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の確保※ <sup>2</sup>	県、14市町	県、23市町 〔令和8年度〕	

(2) 人材の育成・確保

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
「相談支援従事者初任者研修」の修了者数	10,427人	15,000人	
「サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者実践研修」の修了者数	567人	2,250人	
処遇改善加算取得率	83.3%	前年度より増	

## 3 相談支援体制の構築

## (2) 身近な地域における相談

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
基幹相談支援センターの設置市町数※ <sup>2</sup>	7市町	23市町 〔令和8年度〕	
基幹相談支援センターへの主任相談支援専門員の配置数※ <sup>2</sup>	14人	41人 〔令和8年度〕	
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保※ <sup>2</sup>	8市町	23市町 〔令和8年度〕	
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保※ <sup>2</sup>	14市町	23市町 〔令和8年度〕	

## 4 地域生活への移行支援

## (1) 福祉施設等から地域生活への移行支援

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
施設入所者数※ <sup>2</sup>	2,944人	2,907人 〔令和8年度〕	
福祉施設入所者の地域生活への移行者数※ <sup>2</sup>	70人 (令和元年度～令和4年度累計)	令和4年度時点の施設入所者数から122人の減 〔令和8年度〕	
地域生活支援拠点等の整備市町数【箇所数】※ <sup>2</sup>	18市町 【39箇所】	23市町 【49箇所】 〔令和8年度〕	
地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築※ <sup>2</sup>	11市町	22市町 〔令和8年度〕	
地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築※ <sup>2</sup>	12市町	22市町 〔令和8年度〕	
地域生活支援拠点における運用状況の検証・検討(年1回以上)の実施※ <sup>2</sup>	12市町	23市町 〔令和8年度〕	
強度行動障害を有する者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の構築※ <sup>2</sup>	1市	23市町 〔令和8年度〕	

(2) 医療と福祉の連携による地域生活への移行支援※<sup>3</sup>

成果目標	現状値	目標値	県関連計画
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数※ <sup>2</sup>	314日 〔令和元年度〕	325.3日 〔令和8年度〕	第8次保健医療計画
精神病床における入院後3か月時点の退院率※ <sup>2</sup>	59.9% 〔令和2年度〕	68.9% 〔令和8年度〕	第8次保健医療計画
精神病床における入院後6か月時点の退院率※ <sup>2</sup>	76.8% 〔令和2年度〕	84.5% 〔令和8年度〕	第8次保健医療計画
精神病床における入院後1年時点の退院率※ <sup>2</sup>	85.2% 〔令和2年度〕	91.0% 〔令和8年度〕	第8次保健医療計画
精神病床における慢性期入院患者(1年以上の長期入院患者)数※ <sup>2</sup>	4,720人 (令和4年6月)	4,464人未満 〔令和8年度〕	第8次保健医療計画

## V 暮らしやすい社会づくり

### 1 福祉のまちづくりの総合的な推進

#### (2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
特定道路におけるバリアフリー化率	71.0%	77.1% 〔令和10年度〕	
都市公園の園路・広場のバリアフリー化率	48% 〔令和3年度〕	50%	
都市公園の便所のバリアフリー化率	28% 〔令和3年度〕	30%	
都市公園の駐車場のバリアフリー化率	54% 〔令和3年度〕	68%	
主要な自然公園内の公衆トイレのバリアフリー整備率	57.9%	63.6%	

#### (3) 公共交通機関等のバリアフリー化の推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
旅客施設のバリアフリー化率	87.6%	100%	
旅客施設のうち、鉄軌道駅のバリアフリー化率	86.8%	100%	
低床バスの導入率	94.0%	100%	

### 2 災害、感染症対策の強化

#### (1) 災害対策の強化

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値	県関連計画
個別避難計画作成の同意者に対する計画作成割合	54.2%	90.0% (令和7年度)	第2期広島県地域福祉支援計画

### 3 防犯・交通安全等の推進

#### (2) 交通安全対策の推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和11年度)	県関連計画
主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	100%	100%	

※<sup>1</sup> 原則、現状値は令和4年度時点のもの、目標値は令和11年度末時点のものを記載。  
上記以外の時点における数値である場合は、〔 〕書きでその時点に記載。

※<sup>2</sup> 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る指標（第4章において再掲）

※<sup>3</sup> 令和8（2026）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を1,225人と見込む。

広島県障害者プラン

# 第4章

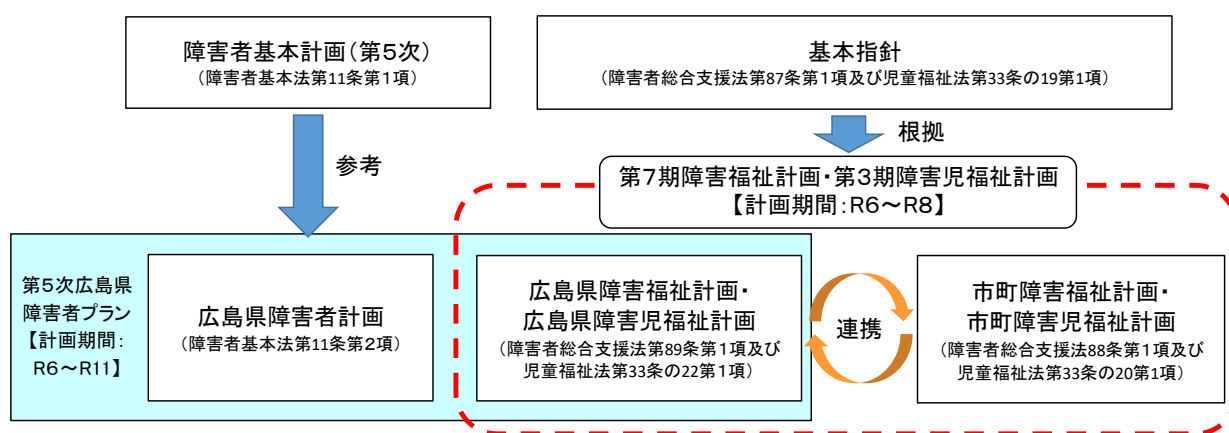
## 障害福祉計画・障害児福祉計画に係る 成果目標及び活動指標

---

## 1 基本的な考え方

県は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）を踏まえ、障害者等の地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8（2026）年度を目標年度とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画における成果目標とこれを達成するための活動指標を設定し、各施策の推進を図ります。

なお、各市町においては、これまでの障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗状況やそれぞれの地域の実情を踏まえ、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標値を設定しており、県は、これを基本として目標値を定めています。



## 2 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る成果目標（再掲）

令和8（2026）年度を目標年度とする障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を次のとおり設定しています。

### I 福祉施設から地域生活への移行（第2章 IV-4「地域生活への移行支援」（P82～））

成果目標	現状値※ <sup>1</sup> (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
施設入所者数	2,944人	2,907人
福祉施設入所者の地域生活への移行者数	70人 (令和元年度～令和4年度累計)	令和4年度時点の施設入所者数から122人の減

### II 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築※<sup>2</sup>（第2章 IV-4「地域生活への移行支援」（P82～））

成果目標	現状値	目標値 (令和8年度)
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	314日 〔令和元年度〕	325.3日



成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
精神病床における入院後3か月時点の退院率	59.9% 〔令和2年度〕	68.9%
精神病床における入院後6か月時点の退院率	76.8% 〔令和2年度〕	84.5%
精神病床における入院後1年時点の退院率	85.2% 〔令和2年度〕	91.0%
精神病床における慢性期入院患者（1年以上の長期入院患者）数	4,720人 (令和4年6月)	4,464人未満

## III 地域生活支援の充実（第2章 IV - 4 「地域生活への移行支援」（P82～））

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
地域生活支援拠点等の整備市町数【箇所数】	18市町 【39箇所】	23市町 【49箇所】
地域生活支援拠点における効果的な支援体制の構築	11市町	22市町
地域生活支援拠点における緊急時の連絡体制の構築	12市町	22市町
地域生活支援拠点における運用状況の検証・検討（年1回以上）の実施	12市町	23市町
強度行動障害を有する者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の構築	1市	23市町

## IV 福祉施設から一般就労への移行等（第2章 II - 2 「雇用・就労の促進」（P30～））

成果目標	現状値	目標値 (令和8年度)
福祉施設から一般就労への移行者数	417人 〔令和3年度〕	576人
うち、就労移行支援事業所利用者数	226人 〔令和3年度〕	315人
うち、就労継続支援A型事業所利用者数	46人 〔令和3年度〕	74人
うち、就労継続支援B型事業所利用者数	109人 〔令和3年度〕	150人
就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	16事業所 〔令和3年度〕	45事業所
全就労移行支援事業所の内、一般就労へ移行した利用者が5割以上の事業所の割合	26.7% 〔令和3年度〕	5割以上
就労定着支援事業の利用者数	258人 〔令和3年度〕	409人
就労定着支援事業所の内、利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数	25事業所 〔令和3年度〕	36事業所
全就労定着支援事業所の内、利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	86.2% 〔令和3年度〕	2割5分以上

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
協議会等の活用による雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制	確保 〔令和3年度〕	確保

V 障害児支援の提供体制の整備等（第2章 Ⅲ-2「療育体制の充実」（P56～））

①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
児童発達支援センターの設置市町数	11市町	22市町
保育所等訪問支援を利用できる体制を整備している市町数	15市町	20市町
全市町における障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）の推進体制の構築	8市町	22市町

②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の整備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
難聴児支援のための中核的な機能を果たす体制の確保	無	確保
新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築	確保	確保

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置市町数	15市町	20市町
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置市町数	15市町	20市町

④医療的ケア児支援体制の構築

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
医療的ケア児支援センターの設置	有 〔令和5年7月〕	有
医療的ケア児等コーディネーターの配置	県、20市町	県、23市町
医療的ケア児支援のための保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	県、17市町	県、23町

⑤障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できる環境の整備

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置	有	有

## VI 相談支援体制の充実・強化（第2章 IV-3「相談支援体制の構築」（P77～））

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
基幹相談支援センターの設置市町数	7市町	23市町
基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	8市町	23市町
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制の確保	14市町	23市町

## VII 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（第2章 IV-2「サービスの質の向上等」（P72～））

成果目標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の確保	県、14市町	県、23市町

※<sup>1</sup> 原則、現状値は令和4年度時点のものを記載。それ以外の時点の数値である場合は、〔 〕書きでその時点を記載。

※<sup>2</sup> 令和8（2026）年度末の長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を1,225人と見込む。

### 3 活動指標（県全体）

#### (1) 障害福祉サービス等の見込量

##### ① 障害福祉サービス

サービス種別	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	85,695時間/月	93,445時間/月	96,741時間/月	100,201時間/月
	5,416人/月	5,864人/月	6,081人/月	6,311人/月
重度訪問介護	108,532時間/月	108,154時間/月	112,683時間/月	116,959時間/月
	290人/月	313人/月	325人/月	338人/月
同行援護	7,182時間/月	8,051時間/月	8,506時間/月	9,009時間/月
	426人/月	501人/月	531人/月	562人/月
行動援護	6,804時間/月	8,231時間/月	9,276時間/月	10,511時間/月
	463人/月	563人/月	616人/月	675人/月
重度障害者等包括支援	0時間/月	548時間/月	558時間/月	618時間/月
	0人/月	7人/月	7人/月	9人/月
生活介護	135,888人日/月	139,380人日/月	142,278人日/月	145,257人日/月
	6,738人/月	7,055人/月	7,212人/月	7,377人/月
自立訓練（機能訓練）	587人日/月	811人日/月	863人日/月	905人日/月
	43人/月	58人/月	62人/月	65人/月
自立訓練（生活訓練）	7,621人日/月	10,637人日/月	12,133人日/月	13,904人日/月
	559人/月	780人/月	897人/月	1,037人/月
就労移行支援	11,594人日/月	14,074人日/月	15,352人日/月	16,707人日/月
	664人/月	823人/月	897人/月	966人/月
就労継続支援A型	32,879人日/月	33,420人日/月	34,074人日/月	34,646人日/月
	1,615人/月	1,650人/月	1,680人/月	1,708人/月
就労継続支援B型	136,445人日/月	154,685人日/月	164,681人日/月	175,556人日/月
	7,816人/月	8,782人/月	9,327人/月	9,922人/月
就労定着支援	355人/月	459人/月	514人/月	569人/月
療養介護	641人/月	663人/月	668人/月	672人/月
短期入所（福祉型）	13,226人日/月	13,693人日/月	14,584人日/月	15,527人日/月
	1,745人/月	2,065人/月	2,214人/月	2,370人/月
短期入所（医療型）	814人日/月	1,107人日/月	1,284人日/月	1,502人日/月
	138人/月	192人/月	215人/月	242人/月
自立生活援助	12人/月	30人/月	32人/月	33人/月
共同生活援助	2,820人/月	3,283人/月	3,558人/月	3,867人/月

サービス種別	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	2,946人/月	2,967人/月	2,946人/月	2,918人/月
計画相談支援	5,744人/月	6,591人/月	7,048人/月	7,499人/月
地域移行支援	6人/月	25人/月	27人/月	28人/月
地域定着支援	55人/月	72人/月	75人/月	77人/月

※ 新たに創設される就労選択支援については、次期障害福祉計画において、見込量を設定する。

## ② 児童福祉サービス

サービス種別	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援※	35,842人日/月	46,039人日/月	50,606人日/月	55,751人日/月
	4,847人/月	5,851人/月	6,393人/月	7,004人/月
放課後等デイサービス	116,969人日/月	132,080人日/月	139,760人日/月	147,484人日/月
	11,312人/月	12,874人/月	13,609人/月	14,335人/月
保育所等訪問支援	395人日/月	580人日/月	680人日/月	821人日/月
	359人/月	531人/月	605人/月	686人/月
居宅訪問型児童発達支援	0人日/月	42人日/月	43人日/月	45人日/月
	0人/月	12人/月	13人/月	14人/月
障害児相談支援	2,267人/月	2,614人/月	2,830人/月	3,050人/月
福祉型障害児入所施設	144人/月	150人/月	153人/月	156人/月
医療型障害児入所施設	91人/月	92人/月	94人/月	96人/月

※ 児童発達支援の令和4年度実績は、福祉型児童発達支援と医療型児童発達支援を合算し記載。

## (2) 福祉施設から一般就労への移行等

指標	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉施設利用者から一般就労に移行する障害者に対する職業訓練終了者数	4人	6人	6人	6人

## (3) 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域包括ケアシステムの構築の構築

指標	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場について	開催回数	79回	85回	86回	86回
	参加者数	330人	381人	381人	382人
	保健、医療及び福祉関係者による目標設定及び評価の実施回数	22回	30回	30回	30回
精神障害者の地域移行支援	7人/月	19人/月	21人/月	23人/月	
精神障害者の地域定着支援	34人/月	49人/月	52人/月	56人/月	
精神障害者の共同生活援助	678人/月	704人/月	724人/月	745人/月	
精神障害者の自立生活援助	12人/月	23人/月	25人/月	28人/月	
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	425人/月	553人/月	626人/月	709人/月	
精神病床における退院患者の退院後の行き先	在宅	394人	344人	322人	301人
	他院の精神病床	28人	36人	40人	45人
	精神病床以外の病床	73人	53人	45人	38人
	障害福祉施設	64人	110人	145人	190人
	介護施設	57人	47人	43人	39人

## (4) 地域生活支援拠点等の状況

指標	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	39箇所	46箇所	47箇所	50箇所
コーディネーターの配置人数	45人	56人	59人	66人
支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	30回	36回	37回	39回

## (5) 発達障害者等に対する支援

指標	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者支援地域協議会の開催	2回	2回	2回	2回
発達障害者支援センターによる相談支援	1,823件	2,092件	2,092件	2,092件
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関の助言	246件	255件	255件	255件
発達障害者支援センター及び発達障害者支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発	135件	147件	147件	147件
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	379人	432人	440人	442人
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	29人	49人	54人	57人
ペアレントメンターの人数	76人	90人	95人	100人
ピアサポート活動への参加人数	128人	345人	353人	359人

## (6) 障害児支援の提供体制の整備等

指標	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	0人	2人	2人	2人

指標	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市町における医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	135人	164人	179人	198人
保育所・認定こども園における障害児の受入人数	1,965人	2,072人	2,121人	2,177人
放課後児童クラブにおける障害児の受入人数	2,599人	2,904人	3,011人	3,132人

### (7) 相談支援体制の充実・強化等

指標	実績	見込量			
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置等の状況	設置箇所数	15箇所	20箇所	21箇所	31箇所
	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	1,899件	2,490件	2,833件	3,240件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	281件	434件	490件	555件
	地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	300回	351回	351回	368回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	528回	765回	766回	776回
	主任相談支援専門員の配置数	14人	27人	28人	41人
協議会での検討状況	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	70回	111回	111回	113回
	参加事業者・機関数	498機関	532機関	535機関	548機関
	専門部会の設置	16市町	7市町	7市町	7市町
	専門部会の実施回数	318回	379回	382回	382回



## (8) 障害福祉サービスの質の向上をさせるための取組

指標	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	71人	138人	138人	138人
相談支援専門員研修修了者数	379人	410人	410人	410人
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者数	1,379人	1,370人	1,370人	1,370人
意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数	1回	1回	1回	1回
意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の修了者数	414人	400人	400人	400人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の確保	9市町	19市町	19市町	20市町
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等との共有の実施回数	32回	44回	44回	44回
指導監査結果の関係自治体との共有体制の確保	0市町	0市町	0市町	0市町
指導監査結果の関係自治体との共有回数	5回	13回	13回	15回

## 4 障害福祉サービス等の見込量（圏域別、市町別）

### （1）訪問系サービス

#### ① 居宅介護

区域	実績		見込量	
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県全域	85,695時間/月	93,445時間/月	96,741時間/月	100,201時間/月
	5,416人/月	5,864人/月	6,081人/月	6,311人/月
広島圏域	53,198時間/月	59,083時間/月	61,901時間/月	64,856時間/月
	3,207人/月	3,516人/月	3,684人/月	3,862人/月
広島市	49,714時間/月	55,505時間/月	58,174時間/月	60,979時間/月
	2,972人/月	3,265人/月	3,422人/月	3,587人/月
安芸高田市	226時間/月	225時間/月	254時間/月	275時間/月
	20人/月	21人/月	23人/月	25人/月
府中町	1,388時間/月	1,454時間/月	1,471時間/月	1,487時間/月
	87人/月	88人/月	89人/月	90人/月
海田町	641時間/月	680時間/月	697時間/月	714時間/月
	36人/月	40人/月	41人/月	42人/月
熊野町	725時間/月	701時間/月	753時間/月	805時間/月
	53人/月	61人/月	65人/月	70人/月
坂町	349時間/月	360時間/月	380時間/月	400時間/月
	20人/月	21人/月	22人/月	23人/月
安芸太田町	32時間/月	28時間/月	32時間/月	36時間/月
	8人/月	7人/月	8人/月	9人/月
北広島町	123時間/月	130時間/月	140時間/月	160時間/月
	11人/月	13人/月	14人/月	16人/月
広島西圏域	3,298時間/月	3,466時間/月	3,486時間/月	3,507時間/月
	165人/月	175人/月	176人/月	177人/月
大竹市	586時間/月	514時間/月	514時間/月	514時間/月
	35人/月	31人/月	31人/月	31人/月
廿日市市	2,712時間/月	2,952時間/月	2,972時間/月	2,993時間/月
	130人/月	144人/月	145人/月	146人/月
呉圏域	4,969時間/月	4,971時間/月	4,993時間/月	5,015時間/月
	342人/月	357人/月	361人/月	366人/月
呉市	4,805時間/月	4,782時間/月	4,804時間/月	4,826時間/月
	317人/月	330人/月	334人/月	339人/月
江田島市	164時間/月	189時間/月	189時間/月	189時間/月
	25人/月	27人/月	27人/月	27人/月

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広島中央圏域	3,973時間/月	4,438時間/月	4,549時間/月	4,660時間/月
	221人/月	243人/月	249人/月	255人/月
竹原市	508時間/月	533時間/月	549時間/月	565時間/月
	31人/月	33人/月	34人/月	35人/月
東広島市	3,302時間/月	3,705時間/月	3,800時間/月	3,895時間/月
	177人/月	195人/月	200人/月	205人/月
大崎上島町	163時間/月	200時間/月	200時間/月	200時間/月
	13人/月	15人/月	15人/月	15人/月
尾三圏域	4,946時間/月	5,595時間/月	5,665時間/月	5,736時間/月
	330人/月	373人/月	379人/月	385人/月
三原市	1,957時間/月	1,957時間/月	1,957時間/月	1,957時間/月
	147人/月	147人/月	147人/月	147人/月
尾道市	2,720時間/月	3,356時間/月	3,413時間/月	3,471時間/月
	163人/月	205人/月	210人/月	215人/月
世羅町	269時間/月	282時間/月	295時間/月	308時間/月
	20人/月	21人/月	22人/月	23人/月
福山・府中圏域	14,122時間/月	14,524時間/月	14,750時間/月	14,999時間/月
	1,023人/月	1,067人/月	1,097人/月	1,128人/月
福山市	12,431時間/月	12,650時間/月	12,800時間/月	12,950時間/月
	888人/月	920人/月	940人/月	960人/月
府中市	1,372時間/月	1,512時間/月	1,588時間/月	1,667時間/月
	118人/月	130人/月	140人/月	150人/月
神石高原町	319時間/月	362時間/月	362時間/月	382時間/月
	17人/月	17人/月	17人/月	18人/月
備北圏域	1,189時間/月	1,368時間/月	1,397時間/月	1,428時間/月
	128人/月	133人/月	135人/月	138人/月
三次市	864時間/月	898時間/月	927時間/月	958時間/月
	67人/月	73人/月	75人/月	78人/月
庄原市	325時間/月	470時間/月	470時間/月	470時間/月
	61人/月	60人/月	60人/月	60人/月

② 重度訪問介護

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県全域	108,532時間/月	108,154時間/月	112,683時間/月	116,959時間/月
	290人/月	313人/月	325人/月	338人/月
広島圏域	85,816時間/月	84,976時間/月	88,081時間/月	91,187時間/月
	201人/月	218人/月	226人/月	234人/月
広島市	84,221時間/月	82,368時間/月	85,140時間/月	87,912時間/月
	194人/月	208人/月	215人/月	222人/月
安芸高田市	341時間/月	962時間/月	962時間/月	962時間/月
	1人/月	3人/月	3人/月	3人/月
府中町	613時間/月	1,000時間/月	1,333時間/月	1,667時間/月
	3人/月	3人/月	4人/月	5人/月
海田町	641時間/月	300時間/月	300時間/月	300時間/月
	3人/月	2人/月	2人/月	2人/月
熊野町	0時間/月	226時間/月	226時間/月	226時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
坂町	0時間/月	120時間/月	120時間/月	120時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
安芸太田町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
北広島町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
広島西圏域	1,500時間/月	1,856時間/月	1,856時間/月	1,856時間/月
	6人/月	7人/月	7人/月	7人/月
大竹市	2時間/月	2時間/月	2時間/月	2時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
廿日市市	1,498時間/月	1,854時間/月	1,854時間/月	1,854時間/月
	5人/月	6人/月	6人/月	6人/月
呉圏域	2,184時間/月	2,296時間/月	2,428時間/月	2,567時間/月
	16人/月	16人/月	17人/月	18人/月
呉市	2,155時間/月	2,267時間/月	2,399時間/月	2,538時間/月
	15人/月	15人/月	16人/月	17人/月
江田島市	29時間/月	29時間/月	29時間/月	29時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広島中央圏域	432時間/月	423時間/月	423時間/月	423時間/月
	3人/月	4人/月	4人/月	4人/月
竹原市	259時間/月	230時間/月	230時間/月	230時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
東広島市	173時間/月	173時間/月	173時間/月	173時間/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
大崎上島町	0時間/月	20時間/月	20時間/月	20時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
尾三圏域	10,647時間/月	8,701時間/月	8,768時間/月	8,835時間/月
	24人/月	22人/月	22人/月	22人/月
三原市	3,736時間/月	3,736時間/月	3,736時間/月	3,736時間/月
	11人/月	11人/月	11人/月	11人/月
尾道市	6,911時間/月	4,865時間/月	4,932時間/月	4,999時間/月
	13人/月	10人/月	10人/月	10人/月
世羅町	0時間/月	100時間/月	100時間/月	100時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
福山・府中圏域	7,150時間/月	8,464時間/月	9,597時間/月	10,462時間/月
	36人/月	42人/月	45人/月	48人/月
福山市	7,133時間/月	8,450時間/月	9,582時間/月	10,446時間/月
	33人/月	39人/月	42人/月	45人/月
府中市	4時間/月	6時間/月	7時間/月	8時間/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月
神石高原町	13時間/月	8時間/月	8時間/月	8時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
備北圏域	803時間/月	1,438時間/月	1,530時間/月	1,629時間/月
	4人/月	4人/月	4人/月	5人/月
三次市	730時間/月	1,363時間/月	1,455時間/月	1,554時間/月
	3人/月	3人/月	3人/月	4人/月
庄原市	73時間/月	75時間/月	75時間/月	75時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月

③ 同行援護

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県全域	7,182時間/月	8,051時間/月	8,506時間/月	9,009時間/月
	426人/月	501人/月	531人/月	562人/月
広島圏域	2,907時間/月	3,149時間/月	3,448時間/月	3,778時間/月
	137人/月	168人/月	184人/月	201人/月
広島市	2,572時間/月	2,793時間/月	3,059時間/月	3,363時間/月
	122人/月	147人/月	161人/月	177人/月
安芸高田市	18時間/月	21時間/月	23時間/月	25時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
府中町	287時間/月	287時間/月	311時間/月	335時間/月
	9人/月	12人/月	13人/月	14人/月
海田町	21時間/月	28時間/月	35時間/月	35時間/月
	3人/月	4人/月	5人/月	5人/月
熊野町	9時間/月	20時間/月	20時間/月	20時間/月
	2人/月	4人/月	4人/月	4人/月
坂町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
安芸太田町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
北広島町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
広島西圏域	169時間/月	267時間/月	279時間/月	292時間/月
	15人/月	20人/月	21人/月	22人/月
大竹市	0時間/月	50時間/月	50時間/月	50時間/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
廿日市市	169時間/月	217時間/月	229時間/月	242時間/月
	15人/月	18人/月	19人/月	20人/月
呉圏域	466時間/月	409時間/月	450時間/月	495時間/月
	42人/月	41人/月	45人/月	49人/月
呉市	466時間/月	409時間/月	450時間/月	495時間/月
	42人/月	41人/月	45人/月	49人/月
江田島市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広島中央圏域	160時間/月	245時間/月	250時間/月	255時間/月
	11人/月	17人/月	18人/月	19人/月
竹原市	0時間/月	12時間/月	12時間/月	12時間/月
	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
東広島市	160時間/月	226時間/月	231時間/月	236時間/月
	11人/月	13人/月	14人/月	15人/月
大崎上島町	0時間/月	7時間/月	7時間/月	7時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
尾三圏域	1,610時間/月	2,094時間/月	2,161時間/月	2,241時間/月
	81人/月	108人/月	113人/月	119人/月
三原市	331時間/月	359時間/月	359時間/月	359時間/月
	26人/月	27人/月	27人/月	27人/月
尾道市	1,275時間/月	1,715時間/月	1,782時間/月	1,852時間/月
	54人/月	79人/月	84人/月	89人/月
世羅町	4時間/月	20時間/月	20時間/月	30時間/月
	1人/月	2人/月	2人/月	3人/月
福山・府中圏域	1,769時間/月	1,826時間/月	1,857時間/月	1,888時間/月
	133人/月	140人/月	143人/月	146人/月
福山市	1,603時間/月	1,641時間/月	1,672時間/月	1,703時間/月
	122人/月	126人/月	129人/月	132人/月
府中市	166時間/月	170時間/月	170時間/月	170時間/月
	11人/月	12人/月	12人/月	12人/月
神石高原町	0時間/月	15時間/月	15時間/月	15時間/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
備北圏域	101時間/月	61時間/月	61時間/月	60時間/月
	7人/月	7人/月	7人/月	6人/月
三次市	79時間/月	41時間/月	41時間/月	40時間/月
	5人/月	5人/月	5人/月	4人/月
庄原市	22時間/月	20時間/月	20時間/月	20時間/月
	2人/月	2人/月	2人/月	2人/月

## ④ 行動援護

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県全域	6,804時間/月	8,231時間/月	9,276時間/月	10,511時間/月
	463人/月	563人/月	616人/月	675人/月
広島圏域	3,045時間/月	3,871時間/月	4,624時間/月	5,568時間/月
	97人/月	137人/月	164人/月	197人/月
広島市	2,530時間/月	3,267時間/月	3,969時間/月	4,806時間/月
	82人/月	121人/月	147人/月	178人/月
安芸高田市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
府中町	278時間/月	328時間/月	375時間/月	422時間/月
	7人/月	7人/月	8人/月	9人/月
海田町	120時間/月	150時間/月	150時間/月	200時間/月
	3人/月	3人/月	3人/月	4人/月
熊野町	67時間/月	76時間/月	80時間/月	90時間/月
	4人/月	5人/月	5人/月	5人/月
坂町	50時間/月	50時間/月	50時間/月	50時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
安芸太田町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
北広島町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
広島西圏域	225時間/月	281時間/月	318時間/月	354時間/月
	17人/月	21人/月	23人/月	25人/月
大竹市	4時間/月	11時間/月	21時間/月	30時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月
廿日市市	221時間/月	270時間/月	297時間/月	324時間/月
	16人/月	20人/月	22人/月	24人/月
呉圏域	689時間/月	718時間/月	766時間/月	818時間/月
	59人/月	65人/月	68人/月	72人/月
呉市	686時間/月	715時間/月	763時間/月	815時間/月
	58人/月	64人/月	67人/月	71人/月
江田島市	3時間/月	3時間/月	3時間/月	3時間/月
	1人/月	1人/月	1人/月	1人/月



区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広島中央圏域	973時間/月	1,209時間/月	1,329時間/月	1,458時間/月
	114人/月	145人/月	155人/月	164人/月
竹原市	0時間/月	20時間/月	20時間/月	20時間/月
	0人/月	3人/月	3人/月	3人/月
東広島市	894時間/月	1,069時間/月	1,169時間/月	1,278時間/月
	110人/月	136人/月	145人/月	153人/月
大崎上島町	79時間/月	120時間/月	140時間/月	160時間/月
	4人/月	6人/月	7人/月	8人/月
尾三圏域	237時間/月	304時間/月	323時間/月	329時間/月
	25人/月	31人/月	35人/月	39人/月
三原市	4時間/月	8時間/月	12時間/月	12時間/月
	1人/月	2人/月	3人/月	3人/月
尾道市	231時間/月	276時間/月	281時間/月	287時間/月
	23人/月	27人/月	29人/月	33人/月
世羅町	2時間/月	20時間/月	30時間/月	30時間/月
	1人/月	2人/月	3人/月	3人/月
福山・府中圏域	1,635時間/月	1,818時間/月	1,886時間/月	1,954時間/月
	151人/月	162人/月	169人/月	176人/月
福山市	1,558時間/月	1,728時間/月	1,786時間/月	1,844時間/月
	147人/月	156人/月	162人/月	168人/月
府中市	77時間/月	90時間/月	100時間/月	110時間/月
	4人/月	6人/月	7人/月	8人/月
神石高原町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
備北圏域	0時間/月	30時間/月	30時間/月	30時間/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
三次市	0時間/月	10時間/月	10時間/月	10時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
庄原市	0時間/月	20時間/月	20時間/月	20時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

⑤ 重度障害者等包括支援

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県全域	0時間/月	548時間/月	558時間/月	618時間/月
	0人/月	7人/月	7人/月	9人/月
広島圏域	0時間/月	1時間/月	1時間/月	31時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	2人/月
広島市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
安芸高田市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
府中町	0時間/月	1時間/月	1時間/月	1時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
海田町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	30時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月
熊野町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
坂町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
安芸太田町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
北広島町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
広島西圏域	0時間/月	10時間/月	20時間/月	30時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
大竹市	0時間/月	10時間/月	20時間/月	30時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
廿日市市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
呉圏域	0時間/月	250時間/月	250時間/月	250時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
呉市	0時間/月	250時間/月	250時間/月	250時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
江田島市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広島中央圏域	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
竹原市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
東広島市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
大崎上島町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
尾三圏域	0時間/月	0時間/月	0時間/月	20時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月
三原市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
尾道市	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
世羅町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	20時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	1人/月
福山・府中圏域	0時間/月	227時間/月	188時間/月	188時間/月
	0人/月	2人/月	41人/月	41人/月
福山市	0時間/月	187時間/月	187時間/月	187時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
府中市	0時間/月	40時間/月	40時間/月	40時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
神石高原町	0時間/月	0時間/月	0時間/月	0時間/月
	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
備北圏域	0時間/月	60時間/月	60時間/月	60時間/月
	0人/月	2人/月	2人/月	2人/月
三次市	0時間/月	10時間/月	10時間/月	10時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月
庄原市	0時間/月	50時間/月	50時間/月	50時間/月
	0人/月	1人/月	1人/月	1人/月

## (2) 日中活動系サービス

### ① 生活介護

区域	実績	見込量		
	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県全域	135,888人日/月	139,380人日/月	142,278人日/月	145,257人日/月
	6,738人/月	7,055人/月	7,212人/月	7,377人/月
広島圏域	53,294人日/月	54,671人日/月	55,970人日/月	57,329人日/月
	2,615人/月	2,739人/月	2,806人/月	2,876人/月
広島市	44,750人日/月	46,060人日/月	47,280人日/月	48,540人日/月
	2,191人/月	2,303人/月	2,364人/月	2,427人/月
安芸高田市	1,906人日/月	1,852人日/月	1,826人日/月	1,800人日/月
	91人/月	90人/月	90人/月	90人/月
府中町	2,056人日/月	2,056人日/月	2,075人日/月	2,094人日/月
	103人/月	109人/月	110人/月	111人/月
海田町	797人日/月	855人日/月	874人日/月	893人日/月
	42人/月	45人/月	46人/月	47人/月
熊野町	1,573人日/月	1,560人日/月	1,570人日/月	1,580人日/月
	77人/月	78人/月	79人/月	80人/月
坂町	419人日/月	455人日/月	491人日/月	527人日/月
	23人/月	25人/月	27人/月	29人/月
安芸太田町	679人日/月	720人日/月	720人日/月	740人日/月
	35人/月	36人/月	36人/月	37人/月
北広島町	1,114人日/月	1,113人日/月	1,134人日/月	1,155人日/月
	53人/月	53人/月	54人/月	55人/月
広島西圏域	8,126人日/月	8,474人日/月	8,611人日/月	8,747人日/月
	415人/月	430人/月	437人/月	444人/月
大竹市	1,494人日/月	1,490人日/月	1,527人日/月	1,564人日/月
	76人/月	79人/月	81人/月	83人/月
廿日市市	6,632人日/月	6,984人日/月	7,084人日/月	7,183人日/月
	339人/月	351人/月	356人/月	361人/月
呉圏域	14,576人日/月	14,350人日/月	14,530人日/月	14,714人日/月
	690人/月	709人/月	717人/月	727人/月
呉市	12,801人日/月	12,750人日/月	12,970人日/月	13,194人日/月
	607人/月	629人/月	639人/月	651人/月
江田島市	1,775人日/月	1,600人日/月	1,560人日/月	1,520人日/月
	83人/月	80人/月	78人/月	76人/月